

令和6年第4回定例会

草津町議会定例会会議録

自 令和6年6月3日
至 令和6年6月7日

草 津 町 議 会

令和六年第四回〔六月〕定例会

草津町議会議録

令和六年第四回〔六月〕定例会

草津町議会議録

令和六年第四回〔六月〕定例会

草津町議会議録

令和6年第4回草津町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（6月3日）	
○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員指名	5
○会期決定	5
○町長行政報告	5
○議長議会報告	11
○教育委員会の点検・評価に関する報告	12
○議案第1号～議案第14号の一括上程、説明	13
○議案第14号の質疑、討論、採決	23
○議案第1号～議案第13号の委員会付託	24
○承認第1号～承認第4号の上程、質疑、討論、採決	24
○報告第1号の報告	34
○報告第2号の報告	35
○報告第3号の報告	36
○報告第4号の報告	36
○報告第5号の報告	38
○報告第6号の報告	39
○請願及び陳情書の上程、委員会付託	40
○議事予定の決定	42

○散会の宣告	4 2
--------	-----

第 2 号 (6月7日)

○議事日程	4 3
○会議に付した事件	4 3
○出席議員	4 4
○欠席議員	4 4
○説明のため出席した者	4 4
○事務局職員出席者	4 4
○開議の宣告	4 5
○議事日程の報告	4 5
○報告の訂正について	4 5
○議案撤回請求について	4 5
○付託議案にかかる委員長報告	4 6
○議案第1号の質疑、討論、採決	5 2
○議案第2号の質疑、討論、採決	5 2
○議案第3号及び議案第4号の一括質疑、討論、採決	5 7
○議案第5号及び議案第6号の一括質疑、討論、採決	5 7
○議案第8号～議案第10号の一括質疑、討論、採決	5 8
○議案第11号の質疑、討論、採決	5 9
○議案第12号及び議案第13号の一括質疑、討論、採決	5 9
○請願・陳情書に係る委員長報告	6 0
○議員派遣の件	6 3
○付託議案外にかかる委員長報告	6 3
○一般質問	6 6
3 番 有 坂 太 宏 君	6 6
4 番 市 川 祥 史 君	7 3
○閉議及び閉会の宣告	7 9
○署名議員	8 1

草津町告示第26号

第4回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月27日

草津町長 黒 岩 信 忠

記

1、日 時 令和6年6月3日 午前10時

2、場 所 草津町役場

3、議 題

議案第 1号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2号 令和6年度草津町一般会計補正予算（第2次）

議案第 3号 令和6年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）

議案第 4号 令和6年度草津町介護保険特別会計補正予算（第1次）

議案第 5号 財産の取得について

議案第 6号 町道の路線認定について

議案第 7号 温泉引用許可事項の変更について

議案第 8号 温泉引用者移転許可について

議案第 9号 温泉引用増量許可について

議案第10号 温泉引用増量許可について

議案第11号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

議案第12号 訴訟上の和解について

議案第13号 訴訟上の和解について

議案第14号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 報告第 1 号 令和 5 年度草津町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について
- 報告第 2 号 令和 5 年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越計算書について
- 報告第 3 号 令和 5 年度草津よいとこ元気基金の運用状況について
- 報告第 4 号 温泉引用者名義書き換えについて
- 報告第 5 号 温泉引用者名義移転について
- 報告第 6 号 温泉高度利用許可について

令和 6 年 6 月 3 日（月曜日）

（ 第 1 号 ）

令和6年第4回草津町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年6月3日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 開 議
- 第 2 議事日程の報告
- 第 3 会議録署名議員指名
- 第 4 会期決定
- 第 5 町長行政報告
- 第 6 議長議会報告
- 第 7 教育委員会の点検・評価に関する報告
- 第 8 議案上程
議案第1号から議案第14号
- 第 9 議案第14号 質疑・討論・採決
- 第10 議案第1号から議案第13号 委員会付託（別紙付託案）
- 第11 承認第1号から承認第4号上程 質疑・討論・採決
- 第12 報告第1号から報告第6号 報告
- 第13 請願書・陳情書上程 委員会付託（別紙請願及び陳情等文書表）
- 第14 議事予定の決定（別紙案）
- 第15 閉 議（散会）

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	直井新吾君	2番	安齋努君
3番	有坂太宏君	4番	市川祥史君
5番	安井尚弘君	6番	小林純一君
7番	金丸勝利君	8番	上坂国由君

9 番 湯 本 晃 久 君
1 1 番 宮 崎 謹 一 君

1 0 番 黒 岩 卓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 黒 岩 信 忠 君
教 育 長 富 澤 勝 一 君
企画創造課長 田 中 浩 君
住 民 課 長 堀 田 高 史 君
健康推進課長 和 田 修 君
土 木 課 長 佐 藤 俊 之 君
会 計 管 理 者 一 場 礼 子 君
こどもみらい
課 長 高 井 洋 一 君
教 育 委 員 会 長
教 事 務 局 長 白 鳥 正 和 君
総 務 課 主 査 清 水 聡 之 君
総 務 課 主 査 今 平 一 真 君

副 町 長 福 田 隆 次 君
愛 町 部 長 川 島 和 武 君
総 務 課 長 石 坂 恒 久 君
税 務 課 長 熊 川 一 記 君
観 光 課 長 宮 崎 健 司 君
福 祉 課 長 越前谷 学 君
生活環境課長 宮 崎 雄 一 君
上下水道課長 岡 田 薫 君
温 泉 課 長 関 亘 君
ベルツこども
園 長 橋 爪 保 君
土 木 課 主 査 立 川 優 歩 君

事務局職員出席者

議会事務局長 萩 原 健 司

議 会 書 記 新 田 美 幸

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

ただいまから令和6年第4回草津町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名します。

2番、安齋努議員、9番、湯本晃久議員の両名を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りします。会期につきましては、5月24日に開催されました議会運営委員会で協議した結果、本日から10日までの8日間とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては本日より10日までの8日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から行政報告を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） おはようございます。

それでは、前回、令和6年3月4日開催の定例議会から本日の定例会までの間の行政報告をさせていただきます。

まず入込客数につきましては、平成22年の町長就任以来一貫して、福祉と観光の町づくりを政策理念の柱として数々の政策を進めてまいりました。その結果、令和5年度の観光入込客数が370万人を超え、過去最高の入込みを更新したことをご報告申し上げます。これもひとえに草津町議会、町内の各事業者の協力のたまものであると、改めて感謝を申し上げる次第でございます。これからも常に進化を続けるまちづくりとして活性化を図り、目標であります400万人の入込みを目指してまいりたいと思っております。引き続きご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

入込客数の増加に関連し、複数の新聞社・テレビ局の取材に応じておりますことを重ねて報告申し上げます。

次に、3月6日、群馬県の堀越危機管理監が来庁し、石川県へ当庁職員を災害派遣したことについてのお礼の挨拶を受けたものであります。

続きまして、3月6日、財務省主計局の尾崎主計官らが草津町を訪れました。この目的というのは、国交省が非常に多くの仕事をして、さらに高付加価値の仕事を各旅館等々で行っておりますが、その内容について、担当の主計官として視察に来られたものでございます。湯畑で案内した後、天狗山レストハウスに場所を移動し、食事をしながら意見交換をさせていただきまして、大変有意義であったと思っております。

次に、3月13日、草津中学校の卒業証書授与式が行われ、出席をしてまいりました。卒業生は38名であり、進路状況については、県内公立高校24名、県内私立高校11名、通信制が1名、県外への進学者が2名となりました。

次に、3月13日、ジェイアールバス関東長野原支店の田中支店長ほか若手社員が来庁し、町長室において、私が就任してからの町づくりについて講義を行いました。その若手社員らと現場の話を聞きながら、ジェイアールバスが今後さらに草津町にお客様を送り込んでいただくことを、私のほうからもお願いしたものであります。

3月15日、長野県野沢温泉スキー場及び新潟県ロッテアライリゾートにおけるスキー場施設の状況や運営に対する取組について、現地を視察してまいりました。妙高高原ビジターセンターのジオラマ模型についても視察を行ってまいりました。

野沢温泉は言うまでもなくお客様が多かったわけではありますが、新潟のロッテアライリゾートは大変広大な、大規模なスキー場ではありますが、レストハウスに1名のお客もなく、スキー場を見渡してもほとんどスキーヤーの姿が見えなかったということで、ビジネスとして成り立つのか、他社のことでありますけれども、大変厳しいものを感じたものでござい

す。

そして次に、3月18日、西吾妻衛生施設組合議会の定例会、西吾妻福祉病院組合の管理運営協議会及び議会定例会が長野原町住民総合センターで開催され、出席をしてみいました。

3月19日、草津町区長会が役場で開催され、出席をしてみいました。

次に、3月19日から4月4日までの間、延べ14回の夜間断水を実施させていただきました。原因といたしましては、原水量流入が少ない渇水期と観光客の入込客数の影響で、水需要の増加が重なったことから水不足を生じたため、夜間での計画断水を実施したものであります。

その後の対策といたしまして、4月16日から専門業者による全町的な漏水調査を実施し、漏水箇所があれば直ちに修理するとともに、原水に関しては5月30日から現地にて取水口の増設工事に着手しており、渇水期においても安定した原水流入量の確保を目指してみいます。町民及び町内事業者の皆様にご多大なご協力を賜りましたが、今後、このような心配が起きないように努めてみたいと考えております。

次に、3月20日、上信自動車道の吾妻西バイパス7キロメートル区間（松谷東交差点から厚田インターチェンジまでの間）が供用開始となり、開通式典に出席をしてみいました。

3月22日、草津小学校の卒業証書授与式が行われ、出席をしてみいました。今年は33名の児童が卒業をされました。

続きまして、3月25日、白根神社において、ザスパ草津チャレンジャーズの必勝祈願式が執り行われ、出席をしてみいました。

3月27日、ベルツこども園の卒園式が行われ、出席をしてみいました。今年は33名の園児が卒園をされました。

3月27日、吾妻郡町村会の定例会、吾妻広域町村圏振興整備組合の理事会及び議会定例会、吾妻環境施設組合議会の臨時会が中之条町役場にて開催され、出席をしてみいました。

次に、物価高騰対策として町民の皆様の生活を支援するため、令和5年12月21日から令和6年3月31日まで実施いたしました、第6回草津町くらし応援商品券事業につきまして、3月29日に申請期限が終了いたしました。対象者6,085人に対して、交付数が5,706人、交付率といたしましては93.8%となりましたので、ご報告申し上げます。

次に、4月2日、群馬県県土整備部から、新任の宮前部長と後藤技監が来庁し、立体交差の完成による渋滞緩和の効果と、新たな渋滞発生箇所の対応などについて意見交換を行いました。

次に、4月2日、群馬県環境森林事務所から、新任の角田所長と前任の折田所長が来庁い

たしました。

次に、4月2日、嬭恋村から熊川村長と新任の黒岩副村長が来庁いたしました。

次に、4月5日、ベルツこども園の入園式が行われ、出席をしましてまいりました。今年度は24名の園児を迎え入れ、園児の総数は89名となっております。

次に、4月5日、中之条町の林野庁関東森林管理部局吾妻森林管理署を訪れ、新たに着任をした山本署長、松崎次長、森川総括事務管理官に、天狗山レストハウスの立て替え工事に係る認可の協議と情報交換を行ってまいりました。

次に、4月8日、草津小学校並びに草津中学校の入学式に出席をしましてまいりました。今年度の草津小学校の新入学児童は34名で、草津中学校の入学生は28名でありました。

次に、4月10日、草津町食生活改善推進協議会の定例総会が保健センターで開催され、出席をしましてまいりました。

4月11日、多くの町民の皆様にご協力をいただき、春の道路愛護デーを実施いたしました。議員の皆様には大変お忙しい中、現地視察にご参加をいただき、ありがとうございました。

また、4月22日から23日にかけて、消防団により幹線道路の清掃を行っていただきました。お礼を申し上げる次第であります。

4月12日、吾妻広域圏整備組合事務局が来庁し、吾妻郡町村会の監事として監査を行いました。

4月15日、国土交通省関東運輸局観光部から前任の岡村部長が来庁し、退任の挨拶を受けました。

次に、4月16日、草津白根山防災会議協議会を開催し、令和6年度における草津白根火山対策の協議を行いました。当日は気象庁や火山学者、群馬県や長野県から関係者60名の出席をいただきました。

続きまして、4月18日、草津町老人クラブ連合会の定期総会が総合体育館で開催され、出席をし、挨拶をしましてまいりました。

次に、4月18日、草津町区長会の総会が役場で開催され、出席し、交代となった新区長2名に私から委嘱状の交付を行ったものであります。

次に、4月19日、町当局と草津町議会の計17名で、長野県千曲市のちくま環境エネルギーセンター及び安曇野市の穂高クリーンセンターを視察いたしました。吾妻郡広域化で現在進めている新ごみ処理施設の建設や今後の草津町におけるごみ処理の在り方について、大変参考になる視察となりました。

次に、4月20日、群馬県の観光PR動画にゲストとして出演し、山本知事と高校生リバーズメンターとして、サイクルツーリズムでの観光活性化を提言した岩月さんと一緒に、パルスゴンドラ天狗、スカイスウィング、温泉門、湯畑において、3人で自転車の運転シーンなどの撮影を行いました。今回撮影された動画は、今月中にユーチューブの群馬県公式チャンネル「ツルノス」において公開される予定であります。

今も申し上げましたとおり、山本知事とその高校生と3人で、パルスゴンドラに乗り、そして、クリスタル天で寿司を食べたわけでありますけれども、知事のほうも大変すばらしい取組だと絶賛をされたほどであります。

4月24日、国道292号志賀草津道路の再開通記念式典が天狗山レストハウスで行われました。その後、渋峠ホテルにおいて開通祝賀会が長野県山ノ内町と合同で開催され、それぞれ出席をしてまいりました。

4月26日、草津温泉婦人会の総会が公民館で開催され、出席をしてまいりました。

次に、4月30日、吾妻環境施設組合議会の臨時会、吾妻広域町村圏振興整備組合の理事会及び吾妻郡町村会の定例総会が長野原町役場で開催され、出席をしてまいりました。

次に、5月1日、中之条土木事務所の小池所長、三原事業所の市村所長、上信自動車道建設事務所の市川所長らが来庁し、現在、県が見直しを行っている県土整備プラン2025の骨子について説明を受けたものでありますが、そこで私のほうから、櫻井ホテル前の信号について、改めて担当する中之条土木の所長に、天狗山方面から来る右折レーンについて、町として正式に、また申入れをしたものであります。時間はかかると思いますけれども、将来に向けてこの取組もしていかなければならないと考えております。

5月9日、前橋地方気象台から新任の大和田台長が来庁し、気象台の業務について説明を受け、白根山系の火山対策について協議を行いました。

5月13日、草津町赤十字奉仕団総会が総合保健福祉センターで開催され、出席をしてまいりました。

5月14日、草津町農業委員会が役場で開催され、出席をしてまいりました。

次に、5月14日、群馬県が主催する未来構想フォーラムが、中之条町のバイテック文化ホールで開催され、山本知事と吾妻郡の各町村長によるディスカッションに参加してまいりました。当日は約580名が来場し、当町においても、民間事業者をはじめ町議会議員の皆さん、行政が参加し、盛大に実施をされました。

次に、5月15日、観光協会による草津温泉合同入社式「来草歓迎式」が天狗山レストハウ

スで開催され、出席をしてみいました。当日は、草津町の経済発展を担う若者たち45名が参加し、懇親を深めたものであります。急遽私のほうから、希望者はパルスゴンドラに乗ってくれという話をしましたら、後に報告を受けましたが、全員がパルスゴンドラに乗車したようでございます。

次に、5月15日、草津町消防団ポンプ操法草津町激励式が、草津町総合体育館駐車場にて行われ、出席をし、激励をいたしました。

次に、5月17日、観光協会による「草津温泉和傘の舞」点灯記念イベントが湯路広場で開催され、出席をしてみいました。

次に、5月21日、草津町町政参与会が役場で行われ、町政参与の方々と対談をいたしました。その後、町政懇談会、一般の方との懇談会、町民の方との懇談会ではありますが、参加いただいた町民の皆様方に町政の現状と説明を受け、また、質問等を受けたものでございます。

次に、5月23日、町当局と草津町議会の計14名により、東京ビックサイトで開催された「2024NEW環境展」を視察してみいました。資源循環を実現するための最新技術が展示され、温暖化や気候変動といった地球規模の問題を身近に感じることができ、草津町のすばらしい環境を次世代に引き継ぐ重要性を再確認できた有意義な視察となりました。

次に、5月27日、国道146号軽井沢バイパス建設等期成同盟会の総会が、長野県軽井沢町役場で開催されましたが、代理出席で副町長に出席をしてもらいました。

次に、5月28日、吾妻振興局懇談会が中之条町で開催され、出席をしてみいました。

次に、5月30日、渇水期における安定的な原水確保を目的とした長笹沢川の取水増強工事に着手をいたしました。当日は工事用資材をヘリコプターで空輸する合間を縫って、私と副町長ほか職員2名と現地に赴き、取水箇所との状況と作業の様子を確認してみいました。なお、この工事は1か月間ほどで完成する予定でございます。

改めて現地を視察しますと、大変厳しい状況の中で草津町の水がここに引かれているということを再認識したものでございます。何といたしましても、行政としては冬場の渇水期においても安定的な水の供給ができるように、さらに取り組んでまいりたいと思っております。

次に、6月3日、草津町消防団による模擬火災訓練が昭和公園エリアで実施され、団長の指揮の下、良好な訓練が行われました。また、終了式では町長として消防団員に訓示を行ってみいました。

以上、私からの行政報告といたします。

◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） それでは続きまして、町長の行政報告の後、議長の議会関係の報告をさせていただきます。

3月13日、草津中学校において、令和5年度卒業証書授与式が行われ、議員各位が出席をいたしました。

3月18日、西吾妻衛生施設組合議会、西吾妻福祉病院管理運営協議会及び西吾妻福祉病院組合議会定例会が長野原町役場で開催され、金丸副議長、上坂民教土木常任委員長と出席をいたしました。

同日、社会福祉法人にしあがつま福祉会評議員会が長野原町役場で開催され、金丸副議長と上坂民教土木常任委員長が出席をいたしました。

3月20日、上信自動車道吾妻西バイパス開通記念式典が吾妻町岩下地内で開催され、町長と共に出席をいたしました。

3月22日、草津小学校卒業証書授与式が小学校体育館で行われ、出席をいたしました。

3月25日、2024年ザスパ草津チャレンジャーズ白根神社必勝祈願祭が白根神社で行われ、出席をいたしました。

3月27日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会定例会が中之条町役場で開催され、金丸副議長と出席をいたしました。終了後、吾妻環境施設組合議会に出席をいたしました。

4月8日、令和6年度草津小学校並びに草津中学校の入学式が行われ、出席をいたしました。

4月11日、春の道路愛護デー視察が実施され、議員各位に出席をいたしました。

4月18日、令和6年度草津町老人クラブ連合会定期総会が総合体育館において開催され、出席をいたしました。

4月19日、長野県千曲市ちくま環境エネルギーセンター及び安曇野市穂高クリーンセンターへ議員全員と町長、副町長、職員4名、計17名で視察をいたしました。今後できる吾妻合同の処理センターにつきまして、大変参考になりました。

4月24日、国道292号志賀草津道路再開通に伴う記念式典が天狗山レストハウスにおいて、再開通記念祝賀会が長野県山ノ内町と合同で、渋峠ヒュッテにおいて開催され、議員各位が出席をいたしました。

4月30日、吾妻環境施設組合議会第2回臨時会が長野原町役場で開催され、出席をいたしました。

5月14日、群馬県未来構想フォーラムが中之条町バイテック文化ホールにおいて開催され、議員各位と出席をまいりました。

5月15日、観光協会による草津温泉合同入社式「来草歓迎式」が天狗山レストハウスで開催され、出席をし、挨拶をまいりました。こういう若者が草津に長く住みついて、町民になるようにというお願いもまいりました。

5月16日、吾妻郡議長会定例総会が長野原町役場で開催され、出席をまいりました。

5月17日、「草津温泉和傘の舞」点灯記念イベントが湯路広場で開催され、出席をし、挨拶を行ってまいりました。

5月21日、町政参与会が草津町役場で開催され、出席をいたしました。

5月23日、「2024NEW環境展」が東京ビックサイトで開催され、議員各位と町長と共に出席をまいりました。

5月27日、国道146号軽井沢バイパス建設等期成同盟会総会が長野県軽井沢町役場で開催され、上坂民教土木委員長と共に出席をまいりました。

5月28日、吾妻振興局懇談会が中之条町で開催され、町長と共に出席をまいりました。

5月29日、草津町商工会令和6年度通常総代会が草津町商工会で開催され、私が東京出張のため出られませんでしたので、金丸副議長が出席をいたしました。

以上、私からの議会関係の報告を終わります。

◎教育委員会の点検・評価に関する報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員会の点検・評価に関する報告について報告をお願いします。

教育長。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） それでは、教育委員会の点検・評価に関する報告につきまして申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定によりまして、毎年議会に報告書を提出するとともに、公表しなければならないとされているものであります。

令和5年度におきましても、草津町教育行政基本方針にのっとり、ぬくもりのあるきめ細やかな教育行政の推進に取り組んでまいりました。

特にご報告する事項といたしましては、新たに教育委員会の所管事業となりました姉妹都

市、ビーティヒハイム・ビッシンゲン市との中学生ホームステイ交流事業、こちらを中学生12名の参加を得て、4年ぶりに再開実施をしたことを上げたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴いまして、これまで開催を見合わせていた様々な事業を再開いたしました。

こんな中、同じく姉妹都市であります葉山町、この交流事業も再開実施をいたしました。

その他、様々な事業等につきまして、例年この本議会におきまして時間をいただき、内容につきまして報告をさせていただいておりましたが、本年より法令にのっとり、提出をもってご報告に代えさせていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま教育長からの報告がありました。

報告につきましては、細部につきまして、皆様のお手元に配付してあります教育委員会の点検・評価に関する報告書がございますので、後ほどご参照いただき、ご意見等ありましたら教育委員会のほうへお申出をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号～議案第14号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案の上程をいたします。

お諮りします。議案第1号から議案第14号までについて、一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第14号までについて、一括上程することに決定いたしました。

続いて、議案に係る説明を願います。議案第1号から順次願います。

まず議案第1号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、議案第1号について朗読と説明を申し上げます。

議案第1号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町福祉医療費支給に関する条例（平成14年草津町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、改正しようとする条文を記載してございます。

もう1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

改正理由及び要旨がございます。こちらにて説明をさせていただきます。

草津町福祉医療費支給制度では、一定の障がいのある方、18歳までの子ども及びひとり親家庭の親子が支給要件となる中、所得制限を設けているひとり親家庭について、所得規定を廃止することで、子育て世帯への医療費負担軽減を図る目的として本案を提出するものであります。

続く3ページ以降につきましては新旧対照表を記載してございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第2号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第2号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第2号 令和6年度草津町一般会計補正予算（第2次）。

令和6年度草津町の一般会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,144万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,101万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、1ページの第1表 歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

表の中の款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、15款国庫支出金5,107万6,000円の増額。

19款繰入金3,300万円の増額。

21款諸収入736万6,000円の増額。

右側、2ページ、歳出について申し上げます。

1款議会費33万5,000円の増額。

2款総務費2,333万6,000円の減額。

3款民生費6,058万3,000円の増額。

4款衛生費2,792万5,000円の増額。

6款農林水産業費4,000円の増額。

7 款商工費1,097万9,000円の増額。

8 款土木費749万4,000円の増額。

10款教育費723万9,000円の増額。

12款予備費21万9,000円の増額。

1 枚おめくりいただきまして、3 ページにて補正の総額を申し上げます。

歳入歳出それぞれ、補正前の額に9,144万2,000円を増額しまして、歳入歳出それぞれを51億8,101万1,000円にしようとするものでございます。

4 ページ以降は歳入歳出予算の事項別明細書等となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続いて、議案第3号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第3号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第3号 令和6年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）。

令和6年度草津町の国民健康保険特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ195万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7億7,531万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1 枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正にてご説明申し上げます。

歳入でございますが、3 款国庫支出金で175万9,000円の増額。

4 款県支出金で20万円の増額。

右欄、2 ページの歳出でございますが、1 款総務費で195万9,000円の増額。

歳入歳出それぞれ195万9,000円を増額し、補正後の予算総額を7億7,531万1,000円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第4号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、議案第4号について朗読と説明を申し上げます。

議案第4号 令和6年度草津町介護保険特別会計補正予算（第1次）。

令和6年度草津町の介護保険特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ646万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,660万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正にてご説明させていただきます。
初めに、歳入です。

第7款繰入金646万7,000円の増額です。

続いて2ページ、歳出です。

第4款地域支援事業費646万7,000円の増額です。

歳入歳出それぞれ646万7,000円を増額し、補正後の予算総額を5億8,660万5,000円とする
ものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第5号、土木課長、説明願います。

〔土木課長 佐藤俊之君 登壇〕

○土木課長（佐藤俊之君） 議案第5号でございます。

財産の取得について。

令和6年度社会資本整備総合交付金事業除雪車両購入により、次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと契約内容が記載されておりますので、朗読させていただきます。

1、取得する財産は除雪ドーザ8トン級1台。

2、取得価格は金1,122万円。内消費税額、金102万円。

3、納入期限は令和6年12月28日。

4、契約の相手方は群馬県前橋市上増田町961番地7、北関東TCM株式会社前橋営業所
所長、猪熊学。

5、契約方法は指名競争入札となっております。

提案理由につきまして、除雪ドーザの購入に当たり、この案を提出するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第6号、土木課長、説明願います。

〔土木課長 佐藤俊之君 登壇〕

○土木課長（佐藤俊之君） 続きまして、議案第6号について朗読と説明を申し上げます。

町道の路線認定についてでございます。

町道の路線認定をしたいので、道路法第8条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと、認定しようとする路線と提案理由がございますので、朗読させていただきます。

路線番号1207。路線名、前原五号線。起点の所在は、草津町大字草津字前原895－13。終点の所在は、草津町大字草津字前原925－10。

提案理由でございます。

当該道路の公共性を鑑み、町道に認定しようとするものでございます。

さらにおめくりいただきますと、路線の位置図を添付してございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第7号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第7号について朗読説明申し上げます。

議案第7号 温泉引用許可事項の変更について。

草津町温泉使用条例第8条第2項の規定により、次のとおり温泉引用許可事項の変更を許可しようとするものであり、第13条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名です。

草津町大字草津19番地22、大竹伸弥。

業種、旧ですが小売業、新が寮となります。

源泉名、湯畑。

浴槽面積、1.23平方メートル。

給湯量、4リットル毎分。

備考ですが、施設名として大竹酒店となります。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第8号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第8号について朗読説明申し上げます。

議案第8号 温泉引用者移転許可についてです。

草津町温泉使用条例第9条第2項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第13条第1項第3号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

新・旧、申請者の住所・氏名になります。

新です。吾妻郡嬭恋村大字芦生田200番地7、株式会社重田ホールディングス、代表取締役、菅原健司。

旧。草津町大字草津290番地1、重田豊。

業種、旅館。

源泉名、地蔵。

浴槽面積については未定となっております。

給湯量、19リットル毎分。

施設名ですが、仮称ですが重田屋旅館となります。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として、温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第9号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第9号について朗読説明申し上げます。

議案第9号 温泉引用増量許可について。

草津町温泉使用条例第12条の規定により、次のとおり温泉引用者の増量を許可しようとするものであり、第13条第1項第4号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名です。

草津町大字草津433番地、有限会社ホテル望雲、代表取締役、黒岩裕喜男。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、47.21平方メートル、増加面積は11.84平方メートル。

給湯量、125リットル毎分。内増加湯量ですが、30リットル毎分となります。

施設名が、草津温泉望雲。理由ですが、新築客室の浴用に利用するためとなっております。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として、温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続いて、議案第10号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第10号について朗読説明申し上げます。

議案第10号 温泉引用増量許可について。

草津町温泉使用条例第12条の規定により、次のとおり温泉引用者の増量を許可しようとするものであり、第13条第1項第4号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名です。

草津町大字草津639番地49、干川政彦。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、4.10平方メートル、増加面積は0.88平方メートル。

給湯量、12リットル毎分。増加湯量ですが、3リットル毎分。

施設名、ペンションほしかわ。浴槽新設（貸切り風呂）のためとなります。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として、温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第11号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第11号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第11号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について。

群馬県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日群馬県指令市第215－1号）の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり関係市町村で協議の上、定めることについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、規約変更に関する協議書の写しがございます。

2ページ目をご覧ください。

改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により被保険者証が廃止され、処理する事務に変更が生じることから、群馬県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるため、提案するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 次に、議案第12号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第12号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第12号 訴訟上の和解について。

前橋地方裁判所令和4年（ワ）第132号損害賠償請求事件について、裁判所の和解勧告により訴訟上の和解をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、この別紙に沿って説明をいたします。

初めに、事件名はただいま議案書の上程で申し上げたとおりでございます。

当事者は、原告、草津町。

被告は草津町在住、A氏、千葉県我孫子市在住、B氏の2名でございます。

続いて、事件の概要を申し上げます。

本件は、被告らほかを請願者とする本件請願が令和3年5月28日に草津町議会に提出され、これを被告である紹介議員が令和3年6月定例議会の本会議場で朗読し、「セカンドレイプの町・草津」という苛烈な否定的表現を繰り返し使用し、草津町のブランドイメージを傷つけ、社会的評価を著しく低下させたことに起因するものであり、令和3年1月には1,000

名を超える町民から、風評被害を受けた草津温泉の汚名返上を求める請願が草津町及び草津町議会に提出され、採択された経緯がございます。

これらのことから、草津町として名誉棄損の不法行為に基づく損害賠償請求権により、損害賠償請求の訴えを提起するための議案を上程し、令和4年1月25日に議会の議決を経て、訴訟を提起したものでございます。

続いて、和解条項について申し上げます。

1、被告らは、本件請願に当たり、セカンドレイプの町・草津という表現を用いたことが不適切であったことを認め、遺憾の意を表明する。

2、原告及び被告らは、性暴力の被害に遭遇した者が被害申告を行うことをためらうことがない社会となるよう配慮する。

3、原告はその余の請求を放棄する。

4、原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5、訴訟費用は各自の負担とする。

続いて、和解理由について申し上げます。

本事件は、前橋地方裁判所から職権による和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告らとの間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第13号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 引き続き、議案第13号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第13号 訴訟上の和解について。

前橋地方裁判所令和4年（ワ）第227号損害賠償（国家賠償）等請求事件について、裁判所の和解勧告により訴訟上の和解をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、この別紙に沿って説明を申し上げます。

初めに、事件名はただいま議案書の上程で申し上げたとおりでございます。

当事者は、原告、千葉県我孫子市在住、A氏及び千葉縣市川市在住、B氏の2名。

被告が草津町となるものでございます。

続いて、事件の概要を申し上げます。

本件は、原告らが令和３年９月に草津町議会に対して請願を行った際、議会広報誌に請願内容が「略」として記載されなかったことについて請願権の侵害であるとし、令和４年２月１４日、被告らが草津町の不法行為により甚大な精神的被害を受けたとの訴えにより、千葉地方裁判所へ、草津町に対して訴訟の提起を行い、その後、前橋地方裁判所へ移送された事件でございます。

続いて、和解条項について申し上げます。

１、原告らは被告黒岩に対する訴えを取下げ、被告黒岩はこれに同意する。

２、被告草津町は、原告らに対し、本件訴訟を真摯に受け止め、今後とも請願については誠実にこれを受理して審議し、その審議結果を被告草津町町民に対する広報等で適切に周知することを約束する。

３、原告らは、被告草津町に対するその余の請求を放棄する。

４、原告ら及び被告らは、原告らと被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

５、訴訟費用は各自の負担とする。

続いて、和解理由について申し上げます。

本事件は、前橋地方裁判所から職権による和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告らとの間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第14号、愛町部長、説明願います。

〔愛町部長 川島和武君 登壇〕

○愛町部長（川島和武君） 議案第14号でございます。

草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、草津町農業委員会委員を別紙のとおり任命したいので議会の同意を求める。

令和６年６月３日提出、草津町長、黒岩信忠。

草津町農業委員会委員につきましては、定数が９名、任期については３年間でありますが、委員のうち１名の欠員が生じたため、今回、補充者の任命を行い、議会の同意を得ようとするものでございます。

選任のため、同意を求める方につきましては、後ほど町長より提案がございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で議案に係る説明を終わります。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第14号につきましては人事案件であります。議案の付託に先立ち、本日審議したいがこれに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、本日審議することに決定をいたしました。

議案第14号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、町長から氏名について提案を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、議案第14号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

選任しようとする者、住所、草津町大字前口260番地－3、氏名、中澤肇さんであります。

なお、草津町に同姓同名の方がおりますけれども、この方は前口ということでご承知おきいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありましたので、質疑を願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第14号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、ただいま町長から提案のありました中澤肇氏に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり中澤肇氏に同意することに決定をいたしました。

◎議案第1号～議案第13号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第1号から議案第13号までについて、お手元に配付の別紙付託案のとおり、担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定をいたしました。

◎承認第1号～承認第4号の上程、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

朗読と説明をお願いします。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、承認第1号について朗読と説明を申し上げます。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

処分理由につきましては、議会を招集する時間がないためでございます。

1枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しを添付してございます。

専決処分の内容につきましては、令和5年度草津町一般会計補正予算（第8次）でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、補正予算（第8次）にて説明を申し上げます。

令和5年度草津町の一般会計補正予算（第8次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,755万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,816万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

1 枚おめくりいただきまして、1 ページからの第 1 表にて説明を申し上げます。

款名、補正額の順で申し上げます。

1 款町税 1 億739万2,000円の増額。

2 款地方譲与税169万9,000円の減額。

3 款利子割交付金12万6,000円の減額。

4 款配当割交付金 1 万8,000円の増額。

5 款株式等譲渡所得割交付金55万円の増額。

6 款法人事業税交付金443万円の増額。

7 款地方消費税交付金597万円の減額。

8 款ゴルフ場利用税交付金24万3,000円の減額。

9 款環境性能割交付金82万7,000円の増額。

11款地方交付税7,541万9,000円の増額。

続いて、右側の 2 ページとなります。

12款交通安全対策特別交付金 9 万円の減額。

14款使用料及び手数料418万8,000円の減額。

15款国庫支出金1,364万4,000円の減額。

16款県支出金528万5,000円の増額。

17款財産収入 3 万7,000円の減額。

18款寄附金 1 億4,043万8,000円の増額。

19款繰入金2,924万9,000円の増額。

21款諸収入21万9,000円の減額。

23款自動車取得税交付金16万7,000円の増額。

1 枚おめくりいただきまして、右側 4 ページをお願いいたします。

歳出について説明をいたします。

1 款議会費71万8,000円の減額。

2 款総務費 4 億1,045万1,000円の増額。

3 款民生費5,948万3,000円の減額。

4 款衛生費2,461万6,000円の減額。

6 款農林水産業費72万3,000円の減額。

7 款商工費1,098万円の減額。

8 款土木費1,879万4,000円の減額。

9 款消防費724万円の減額。

おめくりいただきまして、5 ページをお願いいたします。

10 款教育費4,952万8,000円の増額。

12 款予備費13万4,000円の増額。

以上、歳入歳出それぞれに、補正前の額に3億3,755万9,000円増額し、歳入歳出それぞれを65億5,816万7,000円にしようとするものでございます。

6 ページ以降は事項別明細書となっております。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 説明は終わりました。

続いて、承認第1号について質疑を行います。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本でございます。

それでは、4点質問をさせていただきます。

まず歳入のところ、10ページから11ページにかけて、下から2番目の段。

11 款地方交付税の特別交付税7,541万9,000円の増額となっておりますけれども、こちら特別交付税ということで、何か特定の事柄に対して交付がなされたということでしょうか。その内容をお願いいたします。

続きまして次のページ、12ページから13ページ。

こちら下の方になりますけれども、15 款1 項土木費の国庫補助金698万6,000円の増額。道路事業、防災・安全社会資本整備総合交付金ということですが、この内容についてお願いいたします。

続きまして歳出のほうです。

38ページから39ページにかけてのところ。

観光施設管理費の中のビジターセンター管理事業、ビジターセンターの残置物撤去委託というところですが、こちらが144万1,000円というかなりの減額になっております。事業が完遂できたのか。そしてこれだけの減額になったことの経緯をお願いいたします。

続きまして、46ページから47ページ。

10 款教育費の社会教育総務費、こちらで草津国際音楽アカデミー&フェスティバル事業の

補助金ですね。131万9,000円の減額となっております。こちらにつきましては、3月の定例でこの部分の補助金ということで150万円の増額が承認をされておりますけれども、今回、131万9,000円の減額ということで、この増額の後、何らかの状況変化があったのかということをお尋ねいたします。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 第1点について、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、湯本議員のご質問にお答えいたします。

予算書の11ページになりますか。下段の特別交付税の増額に係るご質問でございます。

3月交付分の確定を受けて、今回7,541万9,000円を増額しました。12月の交付分と合わせますと、令和5年度分といたしましては、総額で1億7,541万9,000円の交付を受ける内容のものでございます。

ご質問の今回の7,500万円の増額の主な理由といたしましては、いわゆる特別交付税のルール分といたしまして、12月交付につきましては除雪対策経費、また地方バスの経費、それから原油価格の高騰対策の経費、こういったものが網羅されまして、今回追加として7,541万9,000円となっております。

また、参考に昨年度の特別交付税からは3,200万円ほど今回減額となっておりますが、昨年度につきましては当町の特殊事情として、万代鉦に係る関連経費が昨年度は組み込まれていたんだらうというふうに分析をしております。この減額ございましたが、一昨年までのところでいきますと、この1億7,500万円は例年どおりぐらいの水準に、また確保ができたというふうに分析をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 2点目については土木課長。

〔土木課長 佐藤俊之君 登壇〕

○土木課長（佐藤俊之君） それでは、湯本議員のご質問にご説明させていただきます。

13ページ、下段、防災・安全社会資本整備総合交付金道路事業698万6,000円の増額でございます。

対象となる事業につきましては、温泉門立体交差の融雪道路についての工事と、あと除雪費用の交付金でございます。こちらにつきましては、国からの交付金の市町村の配分状況から交付金額が減額となる可能性もありましたが、今回対象となる事業費に関しましては、申請どおりの金額が交付されたことに伴いまして、交付金額の確定、実績に伴う増額補正となっ

ております。当初予算計上では1,715万円を見込んでおりましたが、実際には2,413万6,000円が交付されましたので、差額の698万6,000円を計上させていただきました。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） 次、3点目に観光課長。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、湯本議員の3点目の質問にお答えさせていただきます。

まず、完遂できたかできないかというところでは、完成をさせていただいてございます。

減額になった理由につきましては、当初、12月補正で250万円をお認めいただいたところなのですが、その後に観光課及び企画創造課でできる範囲のことをというところで、クリーンセンターに運びさせていただいて、残置物の量を減額させていただきました。結果、精算時に向けてマニフェストだとかを取ったところ、量数が減額になったというところで140万円の減額、実際には105万8,000円の工事費で完成を迎えたというところがございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） 湯本議員の質問にお答えします。

47ページの説明欄、下段にあります草津国際音楽アカデミーの事業の音楽協会への補助金131万9,000円の減額につきまして、3月補正予算にて150万円の増額を行いましたが、決算の結果、不要額が生じたため専決補正予算にて減額を行いました。

音楽協会からの報告では、基準期間の令和3年度課税売上高の事業収入が1,000万円未満であったため、支払消費税が免除されたことと、海外講師謝金に係る源泉所得税の還付請求が認められたことで減額となったことが主なものです。決算の確定によりまして精算となったものです。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第1号については原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第1号については原案のとおり承認いたしました。

ここで10分間ほど休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時18分

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じて再開いたします。

続きまして、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

朗読と説明を願います。

住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、承認第2号につきまして朗読と説明を申し上げます。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1、処分理由でございます。議会を招集する時間がないためということになります。

1枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しがございます。

さらに1枚おめくりください。

令和5年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）。

令和5年度草津町の国民健康保険特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,963万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7億8,266万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

1 枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正にて説明をさせていただきます。まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税1,082万1,000円の減額。

3 款国庫支出金2万4,000円の増額。

5 款県支出金520万9,000円の減額。

8 款繰入金623万9,000円の減額。

10 款諸収入260万7,000円の増額に。

右欄の2ページの歳出でございます。

2 款保険給付費1,567万7,000円の減額。

5 款保健事業費396万1,000円の減額とし、歳入歳出それぞれ1,963万8,000円を減額し、補正後の予算総額を7億8,266万3,000円とするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、承認第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

1点だけお聞きします。

歳入のところで、1ページ目、国民健康保険税の減額計上となりましたけれども、当初予算と比べての減額、決算に係る補正でよろしいんですよね。それで、結局、当初見込んでいた人数と決算になったときの人数の差がどれくらいあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 住民課長。

○住民課長（堀田高史君） ちょっと人数までは。理由は分かるんですけども。

○議長（宮崎謹一君） では理由だけで。

○住民課長（堀田高史君） それでは、有坂議員の質問にお答えいたします。

当初、国民健康保険税で見込みました金額より減少となった理由でございます。

被保険者転出、死亡事由、増加事由により減額となりました。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第2号については原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第2号については原案のとおり承認いたしました。

続いて、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

朗読と説明をお願いします。

福祉課長。

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、承認第3号につきまして朗読と説明を申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

処分理由につきましては、議会を招集する時間がないためでございます。

1枚おめくりいただきますと、専決処分書がございます。

専決処分しようとする事項は、令和5年度草津町介護保険特別会計補正予算（第4次）でございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、令和5年度草津町介護保険特別会計補正予算（第4次）について説明をさせていただきます。

令和5年度草津町の介護保険特別会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,327万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,878万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

1枚おめくりいただきまして、1ページ、第1表 歳入歳出予算補正にて説明をさせてい

ただきます。

初めに歳入です。

3 款国庫支出金291万4,000円の減額。

4 款支払基金交付金358万6,000円の減額。

5 款県支出金136万6,000円の減額。

7 款繰入金540万8,000円の減額。

続いて2 ページ、歳出です。

2 款給付費1,327万4,000円の減額です。

歳入歳出それぞれ1,327万4,000円を減額し、補正後の予算総額を5億5,878万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 説明は終わりました。

承認第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑ないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第3号については原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第3号については原案のとおり承認をいたしました。

引き続きまして、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

朗読と説明を願います。

住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、承認第4号につきまして朗読と説明を申し上げます。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1、処分理由、議会を招集する時間がないためでございます。

1枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しがございます。

さらに1枚おめくりください。

令和5年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）。

令和5年度草津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ948万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億3,931万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正にて説明をさせていただきます。最初に歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料588万3,000円の減額。

3 款後期高齢者医療広域連合支出金32万円の減額。

4 款繰入金196万8,000円の減額。

6 款諸収入131万7,000円の減額。

右欄の2ページ、歳出でございます。

2 款保健事業費136万4,000円の減額。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金462万円の減額。

4 款諸支出金218万8,000円の増額。

5 款予備費569万2,000円の減額とし、歳入歳出それぞれ948万8,000円を減額し、補正後の予算総額を1億3,931万5,000円とするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 説明は終わりましたので、続きまして、承認第4号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑がないようですので質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第4号については原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第4号については原案のとおり承認をいたしました。

◎報告第1号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第1号 令和5年度草津町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について報告をお願いします。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第1号について説明を申し上げます。

報告第1号 令和5年度草津町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について。

令和5年度草津町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、令和5年度草津町一般会計予算の繰越計算書、これを用いて説明をさせていただきます。

表の中の款、項、事業名、財源内訳までの順に申し上げます。

まず、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費事務費457万6,000円、翌年度繰越額及び未収入特定財源として国庫支出金は同額でございます。

その下、同じく2款3項戸籍総合システム管理事業381万7,000円、翌年度繰越額及び未収入特定財源として国庫支出金は同額でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、第6回草津町くらし応援商品券事業869万8,000円、

翌年度繰越額及び財源は一般財源であり、同額でございます。

その下、同じく 3 款 1 項住民税均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金事業 2,010万4,000円、翌年度繰越額は685万円、未収入特定財源は国庫支出金で680万円、一般財源で5万円でございます。

その下、同じく 3 款 1 項価格高騰重点支援給付金事業（こども加算分）として789万1,000円、翌年度繰越額は203万7,000円、未収入特定財源は国庫支出金で198万7,000円、一般財源で5万円であります。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業128万7,000円、翌年度繰越額は89万4,000円であり、財源内訳といたしましては、既収入特定財源が41万4,000円、未収入特定財源では国庫支出金が48万円となっております。

以上、6 つの事業の繰越計算の合計といたしましては4,637万3,000円、翌年度繰越額は2,687万2,000円、既収入特定財源が41万4,000円、未収入特定財源では国庫支出金が1,766万円、一般財源が879万8,000円となっております。

以上、ご報告申し上げます。

◎報告第 2 号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、報告第 2 号 令和 5 年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越計算書について報告願います。

上下水道課長、報告願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 報告第 2 号について朗読と説明をさせていただきます。

報告第 2 号 令和 5 年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越計算書について。

令和 5 年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第26条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出、草津町長、黒岩信忠。

1 枚おめくりいただきまして、令和 5 年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越計算書にて説明をさせていただきます。

1 款公共下水道事業資本的支出、1 項建設改良費、事業名、下水処理場再構築事業、翌年度の繰越額は 5 億1,700万円、財源内訳ですが、国庫支出金 2 億8,035万円、地方債 2 億3,600万円、損益勘定留保資金で 5 万円。繰越しの説明ですが、資材納入遅延のため工期延

長となっております。

以上、ご報告とさせていただきます。

◎報告第3号の報告

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、報告第3号 令和5年度草津よいとこ元気基金の運用状況について報告願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第3号について朗読と説明を申し上げます。

令和5年度草津よいとこ元気基金の運用状況について。

草津よいとこ元気基金寄附条例（平成20年草津町条例第19号）第6条の規定により、令和5年度の運用状況を報告する。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

記としまして、基金への積立額の合計額としまして、9億4,044万8,586円、基金の管理は普通預金、年利0.001%でございます。基金の収益処理は利息として2万283円、基金の処分につきましては9億6,800万8,000円でございます。基金の繰替運用等はございません。

続いて、第10条による基金の処分内訳でございます。

事業の区分、処分金額の順に申し上げます。

- 1、温泉、観光及び産業振興に関する事業で6億3,123万7,000円。
- 2、芸術、文化及びスポーツ振興に関する事業で250万円。
- 3、子育て支援、健康と福祉及び教育の充実に関する事業で4,180万円。
- 4、安心して過ごすことのできるまちづくりに関する事業で2,620万円。
- 5、その他目的達成のために町長が必要と認める事業で2億6,627万1,000円。

合計では9億6,800万8,000円を処分いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

◎報告第4号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、報告第4号 温泉引用者名義書き換えについて報告を願います。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第4号について朗読説明申し上げます。

報告第4号 温泉引用者名義書き換えについて。

草津町温泉使用条例第9条第3項の規定により、次のとおり温泉引用者名義書き換えをしたので、第10条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

3件ありますのでお願いします。

まず1、事由ですが、相続。

新・旧の申請者の住所・氏名になります。

新、草津町大字草津175番地、大島和也。

旧、草津町大字草津97番地、大島廣。

業種が旅館。

源泉名、湯畑。

浴槽面積、11.975平方メートル。

給湯量が37リットル毎分になります。

施設名ですが、昔心の宿金みどりとなります。

2、事由が相続。

申請者の住所・氏名。

新が草津町大字草津175番地、大島和也。

旧、草津町大字草津97番地、大島廣。

業種ですが、旅館。

源泉名、湯畑。

浴槽面積、11.975平方メートル。

給湯量が40リットル毎分。

施設名ですが、昔心の宿金みどりとなります。

1枚おめくりください。

区分3、事由です。相続。

新・旧の申請者の住所・氏名。

新が草津町大字草津175番地、大島和也。

旧、草津町大字草津97番地、大島廣。

業種、旅館。

源泉名、湯畑。

浴槽面積、17.88平方メートル。

給湯量、30リットル毎分。

施設名ですが、昔心の宿金みどりとなります。

以上、報告とさせていただきます。

◎報告第5号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、報告第5号 温泉引用者名義移転について報告をお願いします。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第5号について朗読説明申し上げます。

報告第5号 温泉引用者名義移転について。

草津町温泉使用条例附則第7項の規定により、次のとおり温泉引用者の名義を移転したので、第10条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

区分1、新・旧申請者の住所・氏名です。

新が草津町大字草津162番地、株式会社金みどり代表取締役、大島和也。

旧、草津町大字草津175番地、大島和也。

業種、旅館。

源泉名、湯畑。

浴槽面積、11.975平方メートル。

給湯量、37リットル毎分。

施設名ですが、昔心の宿金みどりとなります。

区分2、新・旧申請者の住所・氏名です。

新が草津町大字草津162番地、株式会社金みどり代表取締役、大島和也。

旧、草津町大字草津175番地、大島和也。

業種、旅館。

源泉名、湯畑。

浴槽面積、11.975平方メートル。

給湯量、40リットル毎分。

施設名ですが、昔心の宿金みどりとなります。

1枚おめくりください。

区分3、新・旧申請者の住所・氏名です。

草津町大字草津162番地、株式会社金みどり代表取締役、大島和也。

旧、草津町大字草津175番地、大島和也。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、17.88平方メートル。

給湯量、30リットル毎分。

施設名ですが、昔心の宿金みどりとなります。

区分4、申請者の住所・氏名。

新です。草津町大字草津45番地、有限会社田島屋取締役、田嶋康治。

旧です。草津町大字草津45番地、田嶋康治。

業種、旅館。

源泉名、湯畑。

浴槽面積、5.55平方メートル。

給湯量、23リットル毎分。

施設名ですが、田島屋旅館となります。

以上、報告とさせていただきます。

◎報告第6号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第6号 温泉高度利用許可について報告をお願いします。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第6号について朗読と説明を申し上げます。

報告第6号 温泉高度利用許可について。

草津町温泉使用条例第18条の規定により、次のとおり温泉の高度利用を許可したので、同条第4項の規定により報告する。

令和6年6月3日提出、草津町長、黒岩信忠。

区分1、申請者の住所・氏名。

草津町大字草津626番地3、管理組合法人中沢ヴィレッジ・ヴィラV理事長、小柴千里。

業種、リゾートマンション。

源泉名、万代。

浴槽面積、43.84平方メートル、増加面積は1.69平方メートル。

給湯量、82リットル毎分。

施設名ですが、中沢ヴィレッジ・ヴィラVとなります。

区分2、申請者の住所・氏名。

草津町大字草津747番地、株式会社ニューコーポレーション代表取締役、小林恵生。

業種、旅館。

源泉名、湯畑。

浴槽面積、36平方メートル、増加面積、10平方メートル。

給湯量が80リットル毎分。

施設名が、湯畑泉水となります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 先ほどの質問で人数ということでしたので、分かりましたので、住民課長、説明願います。

○住民課長（堀田高史君） それでは、先ほどの有坂議員の質問にお答えいたします。

国民健康保険の当初の数字でございます。1,581人で見積りをしております。それに対しまして専決処分した数字でございますが、1,426人となりますので、155人減少してございます。よろしくお願いいたします。

◎請願及び陳情書の上程、委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、請願及び陳情書の上程をいたします。

別紙、請願及び陳情等文書表（新規分）について、受理番号、件名、提出者名、付託委員会のみ朗読を願います。

議会事務局長。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） それでは、令和6年第4回草津町議会定例会請願及び陳情等

文書表（新規分）でございます。

受理番号、請願 1。

件名、政府に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを求める請願。

請願・陳情者等の氏名、憲法を生かす吾妻連絡会、共同代表、原沢今朝司、共同代表、鏑木澄雄。

付託委員会、民教土木常任委員会。

陳情 1、ガサ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情。

山元悠子。

付託委員会、総務観光常任委員会。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） 請願 1 政府に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを求める請願については紹介議員がありますので、紹介議員、有坂太宏議員、登壇して説明をお願いします。

〔3 番 有坂太宏君 登壇〕

○3 番（有坂太宏君） では、請願 1 について。

政府に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを求める請願についての説明をさせていただきます。

お手元に配付してあります書面で要旨だけを説明させていただきます。

まず、請願の趣旨としましては、政府は今年12月 2 日に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化することを閣議決定しています。その結果、任意取得であるはずのマイナンバーカードが強制義務化させることとなりました。国民皆保険制度が定着している我が国において、なぜ現行の保険証を廃止しなければならないのか、多くの国民はいまだに納得・理解をしていません。無保険者が大量に発生し、窓口10割負担を強いられる事態は何としても避けなければならないのではないのでしょうか。現行の健康保険証を存続させることで懸念や不安などが解消され、国民の健康と命を守っていくことが可能となります。

今年 1 月 5 日の時点で国内110の自治体で健康保険証の存続を求める意見が採択されています。草津町においても意見書の提出をお願いするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、一番最後に意見書の案として添付をしております中身のほうもご検討いただけたら

と思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 説明は終わりました。

お諮りします。本請願及び陳情書につきましては、ただいま朗読した請願及び陳情等文書表のとおり担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり、担当委員会に付託することに決定をいたしました。

◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。5月24日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定については、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

最終日までの間、担当委員会において議案等の審査につきまして、よろしくお願いをいたします。

これをもちまして閉議、散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時50分

令和 6 年 6 月 7 日（金曜日）

（ 第 2 号 ）

令和6年第4回草津町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年6月7日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 議
- 第 2 議事日程の報告
- 第 3 報告の訂正について
- 第 4 議案撤回請求について
- 第 5 付託議案にかかる委員長報告
総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
温泉温水対策特別委員長
- 第 6 議案第1号 質疑・討論・採決
- 第 7 議案第2号 質疑・討論・採決
- 第 8 議案第3号及び議案第4号 質疑・討論・採決
- 第 9 議案第5号及び議案第6号 質疑・討論・採決
- 第10 議案第7号から議案第10号 質疑・討論・採決
- 第11 議案第11号 質疑・討論・採決
- 第12 議案第12号及び議案第13号 質疑・討論・採決
- 第13 請願・陳情書に係る委員長報告
総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
- 第14 議員派遣の件
- 第15 付託議案外にかかる委員長報告
総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
議会運営委員長・温泉温水対策特別委員長
- 第16 一般質問
- 第17 閉 議
- 第18 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	直井新吾君	２番	安齋努君
３番	有坂太宏君	４番	市川祥史君
５番	安井尚弘君	６番	小林純一君
７番	金丸勝利君	８番	上坂国由君
９番	湯本晃久君	１０番	黒岩卓君
１１番	宮崎謹一君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	黒岩信忠君	副町長	福田隆次君
教育長	富澤勝一君	愛町部長	川島和武君
企画創造課長	田中浩君	総務課長	石坂恒久君
住民課長	堀田高史君	税務課長	熊川一記君
健康推進課長	和田修君	観光課長	宮崎健司君
土木課長	佐藤俊之君	福祉課長	越前谷学君
会計管理者	一場礼子君	生活環境課長	宮崎雄一君
こどもみらい課長	高井洋一君	上下水道課長	岡田薫君
教育委員会事務局	白鳥正和君	温泉課長	関亘君
総務課主査	清水聡之君	ベルツこども園	橋爪保君
総務課主査	今平一真君		

事務局職員出席者

議会事務局長	萩原健司	議会書記	新田美幸
--------	------	------	------

開議 午前9時59分

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎報告の訂正について

○議長（宮崎謹一君） 最初に、報告の訂正についてありますので、議題といたします。

報告第4号について、当局より訂正の申出がありましたので、説明を願います。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 大変申し訳ありません、報告第4号について訂正をお願いいたします。

報告第4号、2枚目の区分3、源泉名が「湯畑」となっておりますが、正しくは「万代」となります。訂正をよろしく願いいたします。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本件につきましては、ただいま説明のとおり、訂正の申出を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については、承認することと決定いたしました。

◎議案撤回請求について

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案撤回請求についてを議題といたします。

町長から、議案第7号 温泉引用許可事項の変更についての議案にかかる議案撤回請求書が提出されましたので、説明をお願いします。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） おはようございます。

今、議長のほうからご案内ありましたとおり、議案第7号 温泉引用許可事項の変更について、委員会に付託されたわけですが、町長として、判断を変えたということで、その理由というのは、温泉使用条例の法律解釈と、それから、時系列という点で、今、その手続を取ることがいかなという判断をいたしました。当局は法令に基づいているという判断をしておりますけれども、誤解を招く可能性があることも懸念いたしまして、一旦この議案第7号は撤回させていただき、そして、時期を見てまた提出するか、その状態のままにするかを当局として判断したいと思いますので、この議案第7号について一度撤回をさせていただきたいと思います。

それには、議決を初日しておりますので、この最終日の議決で、皆さんの同意を求めることになると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま撤回の理由につきまして、町長から説明を受けました。さきに私のほうに撤回の請求書が出ております。

ただいま町長から説明のありました議案第7号 温泉引用許可事項の変更についての議案撤回請求については、許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、町長から議案撤回請求のあった議案第7号 温泉引用許可事項の変更については撤回することに決定いたしました。

それで、議案第7号につきましては削除いたします。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案に係る委員長報告をお願いします。

初めに、総務観光常任委員長、報告願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） おはようございます。

それでは、総務観光常任委員会の委員長報告をいたします。

令和6年第4回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案について、

慎重審議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

日時は6月4日です。全員出席で欠席者なしということでやりました。

まず、議案第2号について、令和6年度草津町一般会計補正予算（第2次）（担当項目）。

令和6年度草津町一般会計補正予算（第2次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において8,560万5,000円を増額しようとするものであります。

主な内容といたしましては、第15款国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、4,863万5,000円の増額、第19款繰入金、財政調整基金の繰入れとして3,300万円の増額、第21款諸収入、コミュニティ助成金として397万円の増額となっております。

次に、歳出における担当項目として470万6,000円を増額しようとするものであります。

主な内容といたしましては、各款及び項における4月の人事異動等に伴う職員の人件費の補正のほかに、第1款議会費では、議会における視察研修費として48万円の増額。

第2款総務費では、コミュニティ事業の経費として397万円の増額。高齢運転者急発進等抑制装置購入補助金として25万円の増額、能登半島地震支援事業としての寄附金の補正で129万5,000円の増額。

第7款商工費、2項観光費では、観光アンケート調査委託業務として750万円の増額。

第8款土木費、第4項都市計画費では、社会資本整備総合交付金事業として、本町駐車場跡地の緑地整備事業で、1,399万2,000円の増額となっております。

委員からは、観光課が行うアンケート調査の実施内容についての質問がなされ、当局からは、行政として実施するアンケートは、住民人口以外の観光客を含んだ夜間人口を把握することが、インフラ整備などに重要である旨の説明がなされました。加えて、観光協会や、旅館協同組合が行う実態調査との連携などが委員から提案され、当局として前向きに考えてたいとの回答がありました。

そのほか、本町駐車場跡地の整備に関連して、中央通りの樹木の増設に関する意見や、高齢運転者のブレーキとアクセルの踏み間違いを防ぐための急発進等抑制装置購入補助事業についても質問がなされ、当局からそれぞれ説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。議案第12号 訴訟上の和解について。

本議案は、令和4年1月25日に草津町議会において議決した訴訟の提起に関わるもので、事件の概要のとしては、被告らが、草津町議会に対する請願などを用いて「セカンドレイプの町」などの苛烈な否定的表現を使用し、草津町のブランドイメージや社会的評価を著しく

低下させたことなどから、令和4年に草津町が原告となって、損害賠償請求を提起したものであります。

今般、前橋地方裁判所から職権による和解勧告がなされたことに伴い、和解案についての審議を行い、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第13号 訴訟上の和解について。

本議案は、原告らが令和3年9月に草津町議会に対して請願を行った際、議会広報誌にその請願内容が記載されず、「略」として記載されたことに関し、請願権の侵害だとして、町の不法行為により、精神的被害を受けたとの訴えを原告らが草津町を相手に起こした事件に関わるものであります。

今般、前橋地方裁判所から職権による和解勧告がなされたことに伴い、当委員会として和解案についての審議を行い、当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る総務観光常任委員会委員長報告といたします。

ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） おはようございます。

続きまして、民教土木常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

開催日は令和6年6月5日水曜日でございます。第一委員会室において、出席委員は全員でございます。欠席委員はなしでございました。

令和6年第4回草津町定例会におきまして、当委員会に付託されました議案について慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第1号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案については、現行条例により福祉医療費支給制度の対象者資格要件のうち、所得制限が設けられております。ひとり親家庭、母子・父子家庭及び父母のいない児童につきましては、所得制限を廃止することで、子育て世帯への医療費負担軽減を図るための改正でございます。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第2号 令和6年度草津町一般会計補正予算（第2次）（担当項目）でございます。

令和6年度草津町一般会計補正予算（第2次）のうち、当委員会の担当項目については、歳入においては583万7,000円を増額しようとするものであります。

主な内容といたしましては、15款国庫支出金では、予防接種健康被害給付費に係る国庫負担金といたしまして90万1,000円を増額、子ども・子育て支援事業費補助金に係る国庫補助金として154万の増額、21款諸収入では、後期高齢者医療広域連合受託事業収入として339万6,000円を増額となっております。

次に、歳出における当委員会の担当項目については、総額で8,673万6,000円を増額しようとするものであります。

主な内容といたしましては、各款及び項における人事異動に伴う職員人件費の補正のほかに、3款民生費では、社会福祉総務費において、給付金・定額減税一体支援事業といたしまして4,863万5,000円を増額、児童措置費において、児童手当給付事業の委託料といたしまして154万円の増額、老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金として646万7,000円を増額、4款衛生費では、予防費において、予防接種健康被害調査事業といたしまして90万2,000円を増額、清掃総務費で、材料の値上げ分の増額並びに急破工事に伴い工事請負費として420万の増額。

8款土木費では、町道管理事業において、道路用地購入費として160万円の増額。

10款教育費においては、事務局費において、第3期草津町教育振興基本計画策定業務の委託料としまして、264万円の増額となっております。

委員からは、予防接種健康被害申請件数についての質問があり、当局より説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第3号 令和6年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）でございます。

本特別会計の補正予算については、歳入歳出それぞれ195万9,000円を増額し、予算の総額を7億7,531万1,000円とするものであります。

歳入においては、3款国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金といたしまして175万9,000円を増額、4款県支出金では、特別調整交付金といたしまして、20万円の増額となっております。

歳出においては、1款総務費では、賦課徴収事業の委託料として195万9,000円を増額をす

るものであります。

委員からは、マイナンバーカードの偽造対策を含めたシステム改修委託料なのかなどの質問があり、当局より説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第4号 令和6年度草津町介護保険特別会計補正予算（第1次）でございます。

本特別会計の補正予算については、歳入歳出とも646万7,000円を増額し、予算の総額を5億8,660万5,000円とするものであります。

歳入においては、歳出補正予算に伴う財源といたしまして、7款繰入金では646万7,000円を増額するものであります。

歳出においては、4月の人事異動に伴い、4款地域支援事業費において646万7,000円を増額をするものでございます。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第5号 財産の取得についてでございます。

本議案は、平成7年度に購入した除雪車両の入れ替えに伴う購入の契約であります。契約の予定額が700万円を超えることから、規定により議会の議決を要するものでございます。

契約金額は、消費税込みで1,122万円。契約の相手方は北関東TCM株式会社前橋営業所、契約の方法は、指名競争入札による契約となっております。

当局からは、購入する除雪車両について詳細な説明がなされました。委員からは、今回入れ替える除雪ドーザーより古い年式のものはありますかとの質問がありました。当局からは、2台保有しているとの説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第6号 町道の路線認定になります。

本議案は、平成24年9月定例議会において、町道認定に向けての陳情書が提出され、採択となっておりました南本町クリーンセンター付近の道路についての町道認定をしようとするものでございます。

委員からは、町道認定に伴う費用についての質問があり、当局からは、現地測量費の支出についての説明がありました。また、道路の幅員についての質問があり、当局からは、図面上で5メートルから4メートル程度であることの説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第11号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議につい

てでございます。

本議案については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、被保険者証が廃止され、処理する事務に変更が生じることから、群馬県後期高齢者医療広域連合規約を変更するための協議を行うものであります。

委員からは、資格確認書の有効期限についてなどの質問があり、当局より説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、民教土木常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） おはようございます。

温泉温水対策特別委員会委員長報告をさせていただきます。

開催日時は、令和6年6月6日、午前10時から行いました。開催場所は、第一会議室でございます。出席委員は、委員全員、傍聴委員が議員4人で行いました。

令和6年第4回草津町議会定例会において、当委員会に付託されました議案に関しまして審議をいたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

議案第8号 温泉引用者移転許可について。

本議案は、重田豊氏から株式会社重田ホールディングス、代表取締役、菅原健司氏に所有権が移転されることに伴い、当該施設に引用許可がされている地蔵源泉、毎分19リットルに対しての申請がなされたものであります。

委員からは、申請場所は更地になっているが、メインの場所であり、どのような予定があるのか質問があり、当局より旅館の予定があるとの説明がありました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであると判断いたし、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第9号でございます。

温泉引用増量許可について。

本議案は、有限会社ホテル望雲、代表取締役、黒岩裕喜男氏より、草津温泉望雲の当該施設に温泉引用許可がされている万代源泉、毎分95リットルに対し、30リットルの増量申請がなされたものであります。また、不足については、高度利用を予定しているとのことでござ

います。

委員からは、部屋数、浴槽の確認などの質問があり、当局より説明がございました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであると判断し、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

次に、議案第10号 温泉引用増量許可について。

本議案は、干川政彦氏、ペンションほしかわの当該施設に温泉引用許可がされている万代源泉、毎分9リットルに対し、毎分3リットル分の増量申請がなされたものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであると判断し、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案に係る委員長報告を終わりました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 初めに、議案第1号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第2号について質疑を行います。

上坂議員。

○8番（上坂国由君） 8番、上坂でございます。よろしくお願いします。

ページでいいますと、14ページ、15ページになります。

観光総務費において、丸印の説明欄にあります観光イベント事業負担金補助及び交付金、各イベント助成金ということで28万円の減額となっております。これについて、どのような内容で減額になっているのか。最近、熱湯マラソンの関係でも、前回お聞きしたんですけれども、どのような関係でイベント費の助成金が減っているのかを教えてくださいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 観光課長。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、上坂議員の質問にお答えさせていただきます。

上坂議員の負担金の減額の質問についてなんですが、令和6年度当初予算において、このツールド草津に関するホームページの更新費用を当初予算で計上させていただいたところではございますが、3月議会において、減額をするとありましたので、今回6月補正において28万円分、ホームページの更新の費用として、それを減額した内容となっております。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○8番（上坂国由君） すみません。もう一つお願いします。

○議長（宮崎謹一君） はい、どうぞ。

○8番（上坂国由君） すみません、言い方が悪かったのかもしれませんが。

ツールド草津もそうなんですけれども、熱湯マラソンも含め、イベントが行われなかったものが多分あると思うんですが、どのくらい今減っているんでしょうか。お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、お願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

ツールド草津につきましては、なぜ中止にしたかといいますと、白根山がレベル1から2になり、大変危険な状態であるという中、自転車を上へ上げて、白根山の山麓の駐車場でそこで滞留させる、そうしないと、イベントができないということの中で、レベル2の中でやるということは、もう人間が近づいてはならないということの中で、それをずっと断念してきたわけでございます。

しかしながら、今現在もレベル1でありますけれども、その駐車場を利用することは、草津町長としては、今は許可をしておりません。それは安全を担保するという意味の中で、それを決定していることであります。

それと、ツールド草津は、仮に白根山がレベル1で、静穏状態であったとしても、いつでも悩みの種が、まだ時間的に冬場の季節なんですね。そして、イベントの前の日に30センチも雪が降ったことがありまして、本当にその開催するのにいつでもどきどきのこともありました。

そういうものも含めて、イベントやりたいんですけれども、なかなか難しい状況になってくるとこの中で、このツールド草津は今のところ断念をして、復活することはなかなか難しいというのが実際のところだと思います。

そのために、ホームページにそれを掲載しておく更新料が28万円かかりますから、それについて、無駄な予算ということになりますので、今回減額をさせていただきました。

もう一つ、ツールド草津なんですが、このツールド草津は大変若者が、町の景気が悪いということで、お客さんを何とか増やさなきゃならないという中で、町民の若者の間から発生したイベントでありますけれども、正直言いますと、そのやられた方々が町長室にお越しをいただき、町長、もうそのイベントは無理があると、できなくなっちゃったと。つまり、スタッフがもう全然足りないと。イベントやるには、物すごくスタッフを要しますから、そういう意味で、今忙し過ぎて、とても、もう人集めができない、ですから、イベントが間に合わない、できないということを聞きまして、当局は300万だったか、予算つけたんですけれども、それと、行った人たちの意見は、目的は達したと。

つまり、何とかお客さんを増やそうと、あの手この手でみんなで頑張って、ここに来て、物すごいお客さんが増えているということは、そのイベントによってとは断定はできないですけれども、いろいろな意味でお客さんが増えていることは事実でありますので、その目的は達したという判断の下、町長に、私に対して、今回中止をさせていただきたいと要請をしてきました。それを受けて、そのツールド草津、熱湯マラソンについてはそれを行っていかないというふうに判断しました。

過去には、ツーデイウォークという、歩くイベントもあったんですけれども、やはりそれを行う人たちが、人がいなくて、もうどうにもできないと。そういう中で町でやってくれと言われても、とてもできないということで、はるか前ですけれども、行ってきたものを、それはスタッフの問題、これができないということで中止しました。

さらに、中之条町が提案してきた稜線トレイルというんですか、山の中を走り回るイベント、これも当時の町長がじかに私のところに来まして、草津を終点としたいんだということで、協力をお願いしたいということで、四万温泉をスタートして、速い人は、昼間の12時頃

来ちゃうんですよ。遅い人は夜中の８時頃着くんですね。だから、物すごい脚力によって差が出るという中、正直言ってスタートのほうは楽なんですけれども、受け入れる草津町は、最後のランナーが入ってくるまでいなければならないという中、大変だなと思っていたんですが、これも中之条町のほうから申入れがありまして、今、もうスタッフの問題、いろんな問題でできないということで、お世話になったけれども、中止にしたいという話がありましたので、それを中止にしました。

ほかにもいろいろありますけれども、様々な理由によって、行ってきたものが今中断、もしくは中止になっておりますけれども、諸事情、ご理解をいただきたいと思います。

○８番（上坂国由君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに。

金丸議員。

○７番（金丸勝利君） ７番、金丸です。

予算書の10ページ、11ページで、社会福祉総務費の説明欄のほうにあります給付金・定額減税一体支援事業4,863万5,000円、これ、全額国庫の補助金ということですが、その18款の負担金補助及び交付金、それでこども加算給付金が200万、定額減税補助金が3,000万、非課税世帯給付金1,000万、均等割のみ課税世帯給付金が500万となっております。この対象者とまた内容、また、対象者への周知の仕方と給付の方法と、いつ頃から実施されるのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 福祉課長。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、金丸議員のご質問にお答えいたします。

まず、給付金についてでございます。定額減税一体化事業の給付金につきましては、４つの給付金事業でございます。

まず、定額減税補足給付金を除く３事業につきましては、令和５年度におきましても同様の事業を実施しております。令和６年度におきまして、新たに非課税になった方、それから、均等割課税となった方を対象といたします。

定額減税補足給付金につきましては、一人当たり所得税から３万円、それから住民税所得割から１万円、合計４万円の減税措置が行われる予定でありますが、その際、定額減税し切れないと見込まれるか方を対象としております。

また、町民への周知ということでございますが、町の広報誌で言う。それから、ホームペ

ージにて周知を考えております。

それから、スケジュールについてですが、本議案をお認めいただいた後、対象者への通知をさせていただくことになるんですが、そのためのシステム改修をさせていただきます。その後、7月の中旬から下旬にかけて対象者へ通知が行えるよう準備を進めてまいります。

ですので、給付につきましては、それ以降順次対応させていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○7番（金丸勝利君） 再質問。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ。

○7番（金丸勝利君） すみません、給付の仕方なんですけれども、給付の仕方は振込とか、窓口でとか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 福祉課長。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、金丸議員のご質問にお答えいたします。

給付の仕方につきましては、振込を予定しております。

一部の方につきましては、振込口座がない方につきましては、現金支給ということも考えているんですが、基本的には、振込で対応をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○7番（金丸勝利君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第2号につきましては、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第３号及び議案第４号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第３号及び議案第４号について一括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第３号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第３号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、議案第４号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第４号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第５号及び議案第６号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第５号及び議案第６号について一括質疑を行います。
〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決につきましては、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第8号～議案第10号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第7号は撤回となりましたので、議案第8号から議案第10号までについて一括質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第8号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第9号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第10号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第11号について質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑はないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第11号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第12号及び議案第13号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第12号及び議案第13号について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第12号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第13号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決決定いたしました。

〔「議長」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 今、議案の議決をいただきましたけれども、これは議決したと同時に和解ということではございません。裁判所の中で、裁判官がそれを示し、それが和解になったときに法律上の和解の時点ということでご理解をいただきたいと思います。

議案によっては、議決と同時に効力を発しますけれども、この和解事項というのは、議会としての意思を示したことであり、そして、和解というのは、裁判所上の和解ですから、裁判官が両方の意見を聞き、決定したときに和解となるということを付け加えさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） ただいまの町長の説明につきまして、ご理解いただけましたか。

〔「了解」と言う者あり〕

◎請願・陳情書に係る委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、請願・陳情書に係る委員長報告を願います。

初めに、陳情1、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情について、担当の総務観光常任委員長、報告を願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、陳情に関する委員会の委員長報告をいたします。

総務委員会に付託されました陳情書に係る委員長報告を申し上げます。

ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情。

本陳情はパレスチナとイスラエルの自衛権の尊重や人質の早期解放、政治的な解決、そして、停戦の呼びかけ、さらに、負傷者や難民の救済は道徳的義務であるとの考えから、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を要求する意見書を政府に対して行ってほしいとの趣旨

の陳情であります。

審議に当たりましては、ジェノサイド条約に係る資料を配布し、参照した上で、委員会としての意見を交わしました。

各委員からは、パレスチナでのガザ地区における戦争による犠牲者の多くが子供たちであるという現実を踏まえれば、人道的支援の観点から、即時停戦を望む気持ちについては誰しもが当然相違はない旨の意見が多く出されました。

しかしながら、まさに現在、国においてジェノサイド条約に関わる審議を含め、この問題を国会で進めている最中であるという実態を考慮した際、地方議会がこのタイミングで意見書を提出することはいかがなものかなどの意見も出されました。

これらの審議の中から、採択1名、不採択1名、趣旨採択3名で、いずれも意見書は提出しないとの意見であり、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、趣旨採択とし、意見書の提出はしないことといたしました。

以上、陳情書に関わる委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 次に、請願1、政府に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを求める請願について、担当の民教土木常任委員長、報告を願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、民教土木常任委員会に付託されました請願書に係る委員長報告を申し上げます。

請願1、政府に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを求める請願についてでございます。

本請願につきましては、国民皆保険制度が定着している我が国において、混乱の中で現行の健康保険証の制度を廃止し、マイナンバーカードへの保険証の切替えをすることは、国民の不安解消のためにも、廃止をやめるべきであり、現行の健康保険証を存続させることで、国民の懸念や不安は解消されるので、現行の健康保険証の存続を求める意見書を内閣総理大臣並びに関係省庁大臣宛てに提出いただきたいという請願でございます。

紹介議員から説明があり、委員からは資格確認書の発行がされるのだから、無保険者は発生しないので、マイナンバーカードの保険証制度は進めていくべきである。また、12月の期限を設けて進めていくのは、混乱を招くので不適切ではないかなどの意見がありました。

当委員会といたしまして、不採択2名、採択2名、審議未了1名という結果となり、可否同数であることから、委員長の採決により、当委員会といたしまして、本請願を不採択とし、

意見書の提出は行わないことといたしました。

以上、請願に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 請願並びに陳情に係る委員長報告を終わりました。

お諮りします。陳情 1、請願 1 について、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔「両方一緒に行うんですか」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 両方やりますけれども、どちらかのことを言ってください。

〔「どちらかですか」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 一つずつ言って、まず、陳情 1 についてですか。

〔「採決を同時に」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） じゃなくて、意見がありますか。

どうぞ。

○9 番（湯本晃久君） 今、陳情 1 と請願 1 を同時に採決をするという議長のお話でしたけれども、同時に行うんでしょうか。切り離しては行わないんですか。

○議長（宮崎謹一君） 一応同時にということで提案いたしましたけれども、異議ありますか、ほかに。

はい。

○10 番（黒岩 卓君） 別々にやるべきだと思います。

○議長（宮崎謹一君） それでは、別々にやります。

最初に、では、陳情 1 について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、陳情 1 につきましては、委員長報告のとおり決定いたしました。

続いて、請願 1 について賛成の方は挙手を願います。

〔「議長、すみません」と言う者あり〕

○9 番（湯本晃久君） 委員長報告は不採択ということでしたよね。

○議長（宮崎謹一君） ですよ。

○9 番（湯本晃久君） その不採択に対する賛成ということですか。

○議長（宮崎謹一君） だから、不採択を委員長報告してありますから、不採択に賛成の方は

です。

○9番（湯本晃久君） はい、分かりました。

〔「不採択」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） そうです。委員長の報告について賛成か、反対です。

委員長報告のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

請願1については、ただいま挙手多数ということで決定いたしました。

それでは、ちょっともたもたしましたけれども、陳情1並びに請願1につきましては、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議会規則第126条の規定によりお手元に配付の一覧表のとおり、会議や諸行事に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

ただいま宣告のとおり決定いたしました。

それでは、議員派遣につきましては、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案外に係る委員長報告を願います。

ない場合は、その場で「なし」と答えてください。

初めに、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、付託議案外に係る委員長報告をいたします。

総務観光常任委員長報告。

総務観光常任委員会における付託議案外に係る委員長報告を申し上げます。

まず、1番、温泉門の足湯の清掃について。

委員から、温泉門の足湯の清掃が行われたが、今後も定期的の実施していく予定があるか

との質問がなされ、当局からは、指定管理者である草津観光公社によって清掃が行われているとのこと。今後も行っていくとの説明がなされました。

また、一見足湯の温泉が汚れているように見えるかもしれないが、その現象は、イデユコゴメの影響によるものであり、むしろ本物の温泉が使われている証でもあり、既に案内板等を設置しているとの補足説明がありました。

2番、前口地区ウルイノ地区への防火水槽の設置について。

当局に対し、前口ウルイノ地区への防火水槽の設置の検討ができないかとの要望を出させていただきました。お住まいの区民は少ないんですが、以前起きた建物火災のときの教訓から、防火水槽などが必要ではないかとの主旨であります。当局からは、設置に向けて検討したい旨の回答がありました。

3番目、交通対策の強化について。

各委員から町内の交通対策に係る質問がなされ、1つには、町内道路の白線が消えている箇所が多く見受けられるので、子供たちの通学時の安全確保のためにも是正をしてほしい旨の内容であり、当局からすぐに点検の上、対応する旨の回答がありました。

また、町内各所に設置されているカーブミラーについて、樹木が成長し、覆いかぶさってしまい、見えにくい状況なので、改善をとの意見が出され、この点についても当局から早々の対応に努めるとの回答がありました。

さらに、温泉門立体交差に隣接する枝道について、一方通行規制に変更となったことについて、お客様や町民においても通行してしまうケースが多く見られる。とても危険なので、この是正対応をしてほしいとの意見が出され、当局からは、対応の方法について検討する旨の回答がありました。

以上、付託議案外に係る総務観光常任委員会の委員長報告といたします。ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 民教土木常任委員会における付託議案外に係る委員長報告を申し上げます。

（1）吾妻環境施設組合からの進捗状況についてでございます。

当局より、吾妻環境施設組合からのお知らせといたしまして、本年4月1日から構成町村から職員派遣を行い、事務局体制が整ったこと、建設予定地の所有権移転登記及び今年度の

業務予定等の報告がありました。また、組合の活動を吾妻郡内に周知するために、構成町村の広報紙等を活用していくとの報告が併せてありました。

続きまして、2番として、その他について。

①計画断水を受けての水不足に対する進捗状況について、当局よりご説明がありました。

3月中旬から4月上旬までの計画断水を受け、長笹川臨時取水修繕工事を行うことに伴い、5月30日に長笹川臨時取水場所の現場確認を行い、工事については、約1か月をかけて進めていくとのことでありました。

また、4月に漏水漏湯等調査を実施し、報告を受けたものや、今後発見した漏水漏湯は速やかに修理し、配水量を抑え、冬の渇水期に備えていきたいという報告がありました。

②番、中学校女子トイレのサニタリー用品設置についてでございます。

委員から、中学校女子トイレのサニタリー用品の設置についての質問がありました。当局からは、現在設置はしておらず、保健室において、養護教諭が配布しているとの回答があり、今後については、学校と協議をしながら、設置する方向で意見がまとまりました。

以上、民教土木常任委員会付託議案外に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、温泉温水対策特別委員長。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） それでは、温泉温水対策特別委員会付託議案外に係る委員長報告をさせていただきます。

温泉給湯について。

当局より今後の温泉許可並びに方針についての公式な説明がございました。概要といたしましては、湧出量及び温度の観点から、今後湯畑の源泉は原則的には増量のみとし温存をすること。新規給湯については、万代の温泉を主軸に対応していく方針が示されました。

また、温泉に係る案件に関しましては、その都度議会とよく協議をしながら進めていくことの見解も示されましたので、我々議会といたしましては、慎重に議論し、正しい判断をするよう心がけ、当町の最も重要な観光資源である温泉の保護と活用に努めていきたいと思っております。

以上、付託議案外に係る委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議会運営委員長、報告ございますか。

○議会運営委員長（湯本晃久君） 報告ございません。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、付託議案外に係る委員長報告を終了いたしました。

暫時休憩いたします。

11時15分まで、休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時15分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩前を閉じて再開いたします。

◎一般質問

○議長（宮崎謹一君） それでは、一般質問を行います。

◇ 有 坂 太 宏 君

○議長（宮崎謹一君） 初めに、3番、有坂太宏議員。

〔3番 有坂太宏君 登壇〕

○3番（有坂太宏君） それでは、一般質問させていただきます。

3番、有坂太宏です。

地方自治法改正案について、町長の考えを伺ということでお伺いしたいと思います。

今、国会では、自治体を国に従属させる地方自治法改正案が審議されています。5月30日には、日本共産党と立憲民主党が反対をしましたが、与党自民党などが賛成多数で衆議院本会議で可決され、参議院へと審議の場が移されています。

国会で審議されている地方自治法改正案には、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態という判断をすれば、地方自治体に指示ができる指示権の枠組みを新たに導入するというものです。

これには、地方自治体の首長や法曹関係者からも「憲法が定める地方自治法の破壊だ」「立法の根拠がない」と懸念の声が相次いでいます。

審議されている改定案では、自治体に指示できる事態の項目として、1つ目、大規模災害、2つ目、感染症の蔓延、3つ目、その他としています。

国の指示権を議論していた地方制度審議会当初、非平時に注目した地方制度の在り方を議論していました。ところが、答申では、非平時という戦争を想起させる生々しい言葉は使

わず、その他との表現を示し、対象を限定しませんでした。これは、国民の安全に関わる重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、自治体を国に従属させる仕組みをつくるものではないでしょうか。

政府は、沖縄でも民意も地方自治も無視をし、知事の権限を奪う代執行にまで踏み切りました。今でも地方自治を踏みにじっているのに、この改正案が成立してしまうと、戦争する国づくりのためにさらなる強権発動の危険を招くものとなります。

民主党から現政権に交代した後も、特定機密保護法や安保法制法、組織犯罪処罰改正法、土地利用活用規制法、経済安保法、経済秘密保護法などの現在の政権が着々と進めてきた戦争する国づくりに向けた治安立法など、今回の地方自治法改正案もこうした流れとは無縁ではありません。

岩手県の達増知事は、「過去に経験したことがない場合、国のトップからのリーダーシップより現場の判断や決断がより重要になってくる。今回の改正案では、かえってそういう危機対応に逆効果になるのでは」、また、「分野ごとの法律の国と地方の関係を、より効果的なものに変えていくことが良いやり方ではないか」と改正案に懸念を示し、個別法の見直しで対応するべきとの考えを示しています。

地方分権一括法では、地方自治法に国の関与が定められましたが、この改正でも国の関与はその目的を達成するための必要最小限のものとし、自治体の自主性、自立性に配慮しなければならないとされています。

この原則は、個別法による国の関与のいたずらな拡大に対して縛りをかけるもので、個別法で想定できない事態における特例という名目で自治事務に対する指示権を自治法に導入することは、自治法が定めた関与の在り方を本質からゆがめるものではないでしょうか。国は、個別法で想定できない事態という立法事実を具体的に示せてはいません。

全国知事会会長の村井宮城県知事も「拡大解釈すれば、あらゆることを国が指示できるということになりかねない。これは、地方自治の本旨に反する真逆の法案ということになる」と強い警戒感を示しています。

黒岩町長におかれましては、本白根山の噴火のときには、災害対策基本法を活用し、また、コロナ禍においても迅速な対応をしていただいています。このことは、町民からは大変喜ばれ、感謝されています。今回の法案が成立してしまうと、こういった首長の権限で迅速な対応を取ることができなくなる危惧がされています。自治体の自主性・自立性の観点からも態度を示すべきと思いますが、いかがお考えなのか、お伺いさせていただきます。

以上、一般質問とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、有坂議員の一般質問についてお答えをいたします。

今回の自治法の改正により、首長による危機対応の範囲が狭まってしまうとのことで、この改正案について、町長の考えを伺うとの趣旨であります。

端的にお答えしますと、自治体の長としての法案に関しては、今後も注視していく必要があると考えております。

しかしながら、現段階において、国の詳細資料は提供されていない状況の中、公開されている国会資料を確認したところ、本法案は膨大な改正内容となっており、この中の第14章における国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係の特例条項が有坂議員の質問に関するものと思われます。

質問の中に、全国知事会長や、他県の知事の法案に対する考え方などが盛り込まれておりますが、草津町としての現段階における認識については、令和6年5月31日の上毛新聞等の報道にあったように、今回の地方自治法の改正について、大規模な災害や感染症の流行など、想定外の事態が発生した際に、国が自治体に指示できるようにするため改正があり、この案が5月30日の衆議院本会議を通過したという段階という受け止めにとどまっております。

また、有坂議員の質問は、この法案が成立してしまうと、首長の権限で迅速な対応を取ることができなくなるとの危惧があり、自治体の自主性、自立性の観点からも態度を示すべきとの指摘であります。

この点に関しまして述べますと、国と地方の関係を対等・協力と定めた地方分権の原則は維持し、指示権は特例として位置するものとする一方、国の指示権の拡大法案は、地方分権の流れに逆行するとの批判や、想定外の要件が曖昧であるとの指摘が報道されていることは把握をしております。

この改正案の生命等の保護の措置に関する指示の条項に関わる政府のコメントでは、コロナ禍で起きた行政の混乱を踏まえ、国が迅速な対応を取れるようにするためのものであり、国の指示権の行使の可能性がある具体的な場面は、個別法では想定されていない事態であるときであるとしており、この解釈については、今後の参議院の審議で議論の争点になると予想されていることから、今後も注目をしていきたいと思っております。

まとめといたしまして、議員の質問のように、平成30年1月に発生した本白根山の噴火の

際、私は首長として、幾つかの判断を即座にいたしました。例えばスキー場の上部エリアを即時閉鎖し、同時に殺生地区の即座の営業を閉鎖したものであります。町民や訪れるお客様に対しての「安全宣言通知」の発出など、サイエンスに基づく首長としての判断を即決いたしました。

このことは、平成30年に内閣府が作成した「避難計画策定の現状と今後の対応策」の資料において、先進事例として取り上げられ、その中で、首長らが災害派遣のトップと直接協議をすることで迅速な対応ができること、そして、火山に特化した避難訓練を常に行っていること。さらに、草津町と火山専門家がふだんから顔の見える良好な関係が構築されているため、有事の際に緊密な連携が実現し、草津町では臨機応変な対応が適切に行われたと高い評価を受けました。

このように、質問の趣旨にあった首長の危機対応の範囲という点については、今後も具体的かつ個別の事案に基づき、災害対応基本法の従来の個別の制度を踏まえつつ、何よりも町民と訪れるお客様の安全・安心の確保のため、町長としての適正な判断と指揮をとってまいりたいと思っております。

理解し難いものだと思います、簡単に言いますと。説明します。

本白根山の噴火のときに何をしたかということは、4つの法令が絡んできます。1つは、災害対策基本法の63条、そして、この63条の前に60条というものがありますが、これは避難指示というものが60条に書かれています。これは、よく台風とかが来て、川が氾濫しそうなときに、首長の決断なんですけれども、その氾濫の中で災害が起きないように、最初に避難指示を出すのが60条です。そして、警戒区域の設定という63条というのは、恐らく火山の問題にしか適用されないような、ほかにもあるんでしょうけれども、それが一番該当する法律だと思います。

そして、災害対策基本法、それから、台風にしる、火山にしる、気象業務法という法律あります。それで、気象業務法は、観測をし、そして、その内容について、情報を発するという事で、直ちに首長に対して、逃げろとか、こうしろという命令権は気象庁にはありません。そういう中で、その情報を得たら、首長がどうやって判断するかということでもあります。

そして、なぜ首長、市町村長に権限がまず最初にあるかというと、例えば火山が噴火しそうだとか、噴火したというときに、国が指示が出せるはずがない。霞が関にいる人たちが逃げろとか、何メートル以内立ち入るなとかということ出せるはずがない。それは、法律の合理性で、地元にいる市町村長が決意を持って判断すると。その判断が間違えれば、またそれが

それで国家賠償法の対象にもなるという非常に首長の責任が物すごく重いです。

私もこの問題については、首長の責任が重過ぎる。だから、国家として、首長を指導するような法令改正をしてほしいという形を申し上げたところがありました。しかし、だから、今の現行法では、気象庁が逃げろとか、避難指示を出せるという法律体制にはなっていない。そういう中で、火山情報の検討会の中で、内閣府がどうしてもというならば、内閣府がその指導をできるような仕組みづくりをできればという話がありました。

ですから、今の災害対策基本法とか、危機に対するあれというのは、私から見ると、法律に不備があると判断しています。それを気象庁の火山情報の検討会の中に申し上げました。全て首長にその決定権を委ねることがあまりにも首長の責任が重過ぎる、私はそれなりに火山の情報は、学者や気象庁から得ているから、判断はそれほど迷わないけれども、全く素人の首長に火山対応しろと言ってもできるはずがない。ならば、こういう不備なところは、今現在は首長が意思決定をしなきゃならない。それを国家として、何らかの法改正もすべきだという進言はしております。

台風みたいなものは、気象庁の予想レーダー見ていけば、台風がいつ幾日に来るという形の中で、それは首長もある程度判断して、そこの市町村民に対して、事前に避難指示という災害対策基本法60条を発動して、指導することはできると思いますけれども、火山についての知識なんて持っている人ほとんどいない。自分で言うのもあれですけども、草津町長はそれなりに学者の先生やその人たちからいろいろ教わっていますから、多少の知識はありますけれども、そういう中、何度も言います。この改正は、逆に時によっては、私はウェルカムです。だから、首長に全てを押しつけるんじゃなく、国として、本当にリアルの判断をしなきゃならないときには、国が何らかのすぐサポートに入ってくれて、一緒になって市町村長と意思決定をしていくということが、私は一番肝要であると思います。

ですから、私が、本白根が噴火したときに言いました。一番がサイエンス、これは、学者の言い分を十分に聞く、その学者は気象庁の言い分を十分に聞いて、その上で判断をする。2番が法令遵守、火山いえば災害対策基本法、活動火山対策特別措置法、気象業務法、そして、そこに道路が通っていますから、道路法の46条をどういうふうに解釈する、この判断を即座にしていかなければならないという難しさがあります。そして、その次に来るのがビジネスという、このスタンスを最初から最後まで言い通しました。大変マスメディアに対しては、私の取組を評価してくれました。

そういう中、国がどういう法律改正をしてくるか、私もまだ見ていないから分からないん

ですけれども、時には、やはり国が市町村長をサポートするような、そういう災害のときに踏み込んでくれるようなことを私は個人的には願っています。

それを御嶽山の噴火の後の火山情報検討会の委員にただ一人首長で選ばれましたから、そのときにその会議の中でしてきました。そして、すごい人たちばかりの集まりですけれども、今度は、活動火山対策特別法に基づき、任意であった防災協議会が法定協に変わったんだと。だから、国家としては、首長ではなく、その防災協議会に連絡をして対処をさせると、報告書を書き始めたんですね。前も言いましたけれども。

直ちに手を挙げて、判断が間違っていると。それは意思決定は、要するに防災協議会がするんじゃないです。それは、平穏時のときに、いざというとき、どうするかということを決めておく会であって、意思決定は首長がするんです。それが、首長の責任が曖昧のような形を書くことがそもそも論で間違っている。首長の意識というものが希薄になる。大変こういう考え方は危険だと言いましたら、その報告書は直ちに削除されました。

そういう中で、いかに火山対応の難しさ、台風等については、それなりに時間がありますから、できますけれども、火山というのは、いつ噴火するか分からない中で、もし起きそうだと、また、起きちゃったらどうするかというのは、今、首長に全て権限が委ねられているんです。市町村長ができなくなると、今度は県、県ができなくなると、大規模な噴火に変わった場合には国家として動くというのは、今できていますよ。

だけれども、一番肝腎なのは、噴火したその即座に判断するのは、どうやって安全を担保するか、災害対策基本法、どういうふうに町長が判断するかにかかっているんですね。物すごい重い責任です。

そういう中で、国家として必要な部分はサポートしてくれたほうが、個人的にはいいと思っています。

長くなりました。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） 再質問、ここでいいんでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） そこでいいです。

○3番（有坂太宏君） 議長。

○議長（宮崎謹一君） はい。

○3番（有坂太宏君） すみません、町長が今おっしゃっていただいた噴火のことは、自分が議員になる前だったんで、その当時の話よく聞かされているんですけれども、今おっしゃっ

ていただいているように、町長がその噴火のときのことは、今回残念ながら盛り込まれていないんです。

というのも、町長が今おっしゃったように、噴火のときに内閣が対応してくれれば、いい指導してほしいというのも、それは私たちも十分理解はします。

ただ、今般の能登半島地震のときでも、政府の対応が遅いだとか、そういうのもあって、なおかつ今後、もしもの、最後に今回入っている改定の中に、その他というのが、それ自然災害というのが盛り込まれないようなことになっている。だから、取り寄せていただいたところも、多分そのところはまだ入っていないと思うんですけども、今審議中なんで、はっきり町長もおっしゃっていたんですけども、回答することはできないとはおっしゃっていましたが、ちょっと今審議中のことなんで、お互いにちょっとどこまで突っ込めるかというところもあるんですけども、今、町長がおっしゃっていただいたことは、また自分のほうからも党のほうにも確認しながら、このことの推移を見ていきたいと思いたすけれども。結局、だから、緊急時のことが入っていないこと、ごめんなさい。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですね。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 自治という言葉分かりますか。自ら治めると書くんですね。そして、行政というのは、国もあつたり、県があつたり、市町村が、法律論でいうと同等なんですよ。国から指揮、命令を受ける立場にない。これが法律の本旨なんです。しかしながら、それは国家は予算持っていますし、予算という面では、地方自治体というのは、国に従わなければなかなか予算ももらえないという現実論は平等だということではないと思います。

ただ、地方自治というのは、その名のとおり、自ら治めるといふことの自治権を与えられているわけですね、小さな政府みたいなものですから。それは国が自治権を奪うような仕組みづくりは改正しないというふうに認識をしております。そうすると、都道府県並びに地方市町村の自治権というものがなくなったとすると、もう憲法上の問題になってくると思います。憲法にも自治をすることができると書かれているわけですから、要するに憲法にも書かれて、自治法にも書かれて、憲法に抵触するような自治法を改正することは国家としてないと思います。

ただ、今言ったように、緊急時のことが書かれていないということなんですけれども、それは政府がどういうふうに考えているか知らないですけども、私としては、本当に火山と

というのが今、1,110あって、さらに111になりそうだという学者の説です。その説は、まだ発表はしていないらしいですけれども、志賀高原がもしかすると火山として認定されるときが来るかもしれないということなんです。

その火山対応を何か対応した場合には、大きなうねりというか、流れは、それは国家として、また気象庁が言ってくると思うんですが、そして、私が一番今回の噴火を踏まえて、噴火した瞬間、右往左往なんですね。だけれども、私は右往左往しなかった。直ちに救出作戦を手がけたと。この対応は、自分で言うありませんけれども、予知連の当時の元会長などから絶賛しました。町長の決断すばらしかったと。やっぱり決断が必要なんです。だけれども、首長が決断するというのは、時には、進退かけて決断していかなきゃいけない。そのぐらい緊迫感があります。

例えば救出に行ったら二次災害が起きるかもしれない。この行っていくかの判断は首長がしなければならない。たとえ誰であろうとも、その噴火内に立ち入ることは認めないわけですね。警察であっても町長の許可を取って入ることになる。自衛隊は災害復旧という形になると、町長の指揮下に入らないですけれども、それでも何が起きているか分からなければ、その管轄するのは首長ですから、それを当然自衛隊もそうであっても、必ず事前にこういうふうにしますという連絡が来て、現場に入るようにしなければ、誰が現場にいるのか分からないものを、トータルして考えるのは市町村長です。

熱いものを語りますけれども、やっぱりそのぐらい首長というのは、時の判断で人の人命にまで係る判断をしなければならないというきつさがある。だから、その辺を国家として、やはりこういう場合はこうすべきだと直ちにアドバイスくれるような機関をつくってくれというふうに申し上げたのは事実で、細かいことはよく理解していないというか、言ってこないですけれども、内閣府はその代わりをするという当時の会議で答弁をいただきましたけれども、内閣府といえども現場にいるわけじゃない、分からない。そうすると、何だかんだ言っても現実論、市町村長が危機を対応しなきゃならないということだけ申し上げておきます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） ありがとうございます。

◇ 市 川 祥 史 君

○議長（宮崎謹一君） 続いて、4番、市川祥史議員、一般質問。

〔4番 市川祥史君 登壇〕

○4番（市川祥史君） 4番、市川祥史、一般質問させていただきます。

主に2つさせていただきたいと思います。

1、質問事項、学校部活動について。

地域連携、地域クラブ活動への移行ということで、学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた推進計画が令和5年7月群馬県教育委員会から出されました。内容は、少子化、希望する部活動がない地域格差、教職員の負担軽減などから、持続可能な活動環境を整備する必要があるため、主に休日の部活動の段階的な地域移行に重点を置き、令和7年度までに移行に向けた推進計画を示すこととあります。

現在、小学校はスポーツ少年団が9種目、中学校は10の部活があるが、生徒数や指導員を考慮すると持続していくにはどちらも困難だと思われ、このままでは廃部、中止になると危惧しております。

そこで、推進計画によると令和7年度から、地域連携を実施していくとありますが、草津町ではどのように進めていく予定なのかをお聞かせください。

また、私的には、地域連携とは草津町だけではなくて、他町村との連携が必要だと考えますが、そのような協議をされているか、また、外部指導員の募集及び費用負担などを検討しているかを回答をお願いします。

2、現状の公園について。

公園の適度なメンテナンス・整備。現在、草津町には、5か所の都市計画公園と、町指定公園1か所、ポケットパーク9か所があるようです。その中で、じゃらんネット内において、草津の公園で見ると、1位、西の河原公園、2位、頌徳公園、3、囲山公園となっており、観光ページとして紹介されています。頌徳公園は歴史的背景もあり、インバウンドの方にも紹介しやすく、囲山公園は白根神社から手軽な森林浴コースを味わっていただくといった観光資源に直結する場所と考えられます。口コミでは、「遊具があって楽しかった」という投稿が何年も前のものしかなく、寂しさを感じます。

草津の環境下では、遊具、トイレ、ベンチなど劣化が早く、また、伐採など維持が大変なことは理解できますが、観光及び移住・定住の側面からも公園の影響は大きいと思われます。

以上のことから、今ある遊具の定期的メンテナンス、ベンチの整備、遊歩道、森林浴コース整備などを再度見直していただきたいと思うとともに、町民のためにもさらなる整備も含めまして、今後の公園に対する町のお考えをお聞かせください。

以上、よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 教育長から先に1の答弁をお願いいたします。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） それでは、市川議員からの質問、1番、部活動の地域移行につきましての質問に答弁させていただきます。

地域連携、地域クラブ活動への移行につきまして、休日における部活動の地域移行、県が求めている令和7年度までに実現するために草津町はどのように進めていく予定なのかという質問と捉えております。

部活動の地域移行に向けたその動向や具体的な方法につきましては、昨年度郡内の教育主管課長が招集をされまして、何度か検討会議が開催をされております。ご質問の中で、部活動の存続についてもご心配をいただいておりますが、これにつきましても少子化の進行によって問題が重大化しており、地域移行に併せて可能な限り解決をする方向で協議をされております。

会議の報告によりますと、令和7年度までに土・日における学校部活動の地域移行へ向けた環境整備に努め、環境が整った種目から、随時生徒や保護者への情報提供を行っていくことや、郡内の地域スポーツ団体の活動内容を把握し、町村の枠を越えた連携を模索しながら、希望する団体に生徒が参加できるような支援策が協議をされております。

このことを踏まえ、当教育委員会といたしましては、スポーツ協会、専門部会や、各スポーツ少年団を対象に、生徒の入部や障害者の入部が可能か否か、こうした調査を行っているところでありまして、特に重点を置いているのが休日の部活動の地域移行についてであります。

観光業が基幹産業である我が町にとりまして、休日の移行については、非常に困難な問題ではありますが、地域間の連携によって、相互に町村の垣根を越えて、ほかの町村の受入れが可能ということになれば、生徒の選択肢も多様に増えることと考えております。

また、外部指導員の募集及び費用負担を検討しているかとのことでありますが、現在、中学校では、40名程度の外部指導者がボランティアとして登録をされております。費用負担や地域移行に関しましては、今後調査を進めていく中で、状況に応じた取組ができるように進めてまいりたいと考えております。

以上、市川議員への一般質問に対します答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、私のほうから公園の適度なメンテナンス、整備、そして、観光資源としての公園整備の見直しと、町民のための今後の公園に対する考え方の質問ということで、答弁をさせていただきます。

現在草津町が指定している都市公園のうち、幾つかの公園は風光明媚で自然に恵まれた憩いの場として、観光客にも人気があるようであります。

公園の維持管理として、清掃に関しては、くさつ温泉環境清掃会が公園やトイレの清掃を毎日実施しているほか、年に数回、商工会青年部やDMO新観光創生部会の方々がボランティアによる清掃活動を行っていただいていることで、公園の清潔は保っていると思っております。

現在の遊具については、専門業者による年に1回の保守点検を実施し、十分な安全性を確保しているもので、公園のメンテナンス及び整備に関しては、適度に行われているものと考えております。

また、新たなベンチや遊歩道、森林浴コースなど整備に関しては、現状を調査して検討してまいりたいと思っております。このほか、町が観光資源としてこれまで整備を進めてまいりました湯路広場・裏草津地蔵・温泉門の足湯に加え、今度はもみじ公園も完成する予定ですので、こういった施設も新たな憩いの場として、有効に活用していければと思っております。

今度は、天狗山にパルスゴンドラ、それから、レストハウスを建て替えますが、かなりコンパクトになりますから、空きスペースができて、そのところには、取りあえずグリーンにしておくつもりです。一部デザインを入れて、そこにデッキを敷いて、何かできるようにするかもしれませんが、そういう考えがある中、ある教育委員会という意味ではないんですが、教育委員の人から、そこに子供が遊べる遊具等を置いたものを造ってほしいという趣旨のことがありましたが、私としては、それについては賛同できないとお答えしました。

つまり、やはりお客様で利益を上げるための施設というときには、やはりお客様目線でいろんなものは整備しなければなりません。

そして、町民のお子様方が遊ぶところは遊具を置いてというものが、ある程度すみ分けしていたほうがいいという判断なんですね。そうしないと、そこに遊具を置いて、あるホテルのところで玄関に遊具を置いて、お客様にいらっしゃいませというのはおかしいと思いませんかと私のほうから言いましたら、回答はなかったんですけども、今回できたものに対し

て、町民の皆様や子供たちが利用するというについては、大いに利用してほしいというふうをお願いをしておきました。

そういう中、私の考えは町民が慣れ親しむ公園は公園で幾つも造っておりますし、例えば頌徳公園も私が町長になる前はやぶだらけで、あそこに行くのが何か不気味の感じがあったんですけれども、ササを刈ったりして、ある程度の整備を入れてまいりました。

この間、町政懇談会のときに、そこに行けるための駐車場がないんだと、何とかしてくれと言われて、検討すると私回答したんですが、第一保育園のところに駐車場を整備と言ったんですけれども、それを開放すると、どういう方だか知らないんですけれども、違う意味でそれをみんな利用しちゃうんで、止めようがないというクレームもあったものですから、看板の掲示の仕方等を考えて、できれば、やはり頌徳公園がありますから、そこに駐車場をつけるのが当たり前だと思うので、それをどうやったらできるか、うまくいくかを考えていきたいと思います。

そして、囲山公園、これは当時の議会が私に対して整備しろということで、お金をかけてグリーンにしてやったんですけれども、どういうふうに使うんだと言ったら、ママさんたちが集まって話をするところがないんで、そういうのをきれいにしてくれれば、人が集まると言ったんですけれども、その方が造ったら、こんなのと言って、もっとでかいのを造ろうと、そういう話になったんですけれども、場所のスペースと人口の割合相当を考えると、大きな、例えば、軽井沢ででかいあれを持っていますけれども、それと同等のものを造れというほうが無理な話だと思います。

そういう中、私時々通勤とか帰りとか通ってみるんですけれども、囲山公園、結構サッカーしたり、いろいろな人が使っております。ですから、改めて造ってよかったかなと、やり直してよかったかなと思っていますし、頌徳公園はそういう状態ですし、それともう一つは、ペンション通りが殿塚にありますけれども、あそこの前の森林が竹中工務店の関連が持っていたんですけれども、それが売却されて、情報ですと、そこへソーラーパネル敷くという情報が入ってきました。

私は大変危機感を持って、その竹中関連のほうへ連絡を取って、その真意を聞いたことと、あれなら、草津町が買うということの中で話を進めてきました。そしたら、担当が草津町が反対するようなことはしないということで、大変すばらしい森があるんですね。それで、ご存じのとおり、草津町が買収しました。今、倒木があって、立ち枯れた木を切ったり、ベンチを置いたり、ウッドチップを敷いたりして、あれ、すごく森林公園としていい雰囲気です。

いろんな人が、町民も歩いていますし、お客様も歩いていますから、ああいうものが活用されることを大いに期待したいと思います。

そして、話は飛んじゃうんですけれども、同時に買ったのが、くさつフラワー前の西の河原駐車場、これも売却する意思があるということを聞いたものですから、もしそれがどこかへ、大手のホテルでも造られたりすると、駐車場を持っている人も困るだろうという思いで、議会に相談したら、全員が買えという話なもので、多額の金を払って買収をいたしました。さらに、どんどん焼きをするところも、竹中関連に売却する 때가 あつたら、必ず声をかけてくれと、そのとき町として判断をしたいということで、やはり環境を守ることが私大切だと思っていますので、改めて公園をぼんぼんと造るより、全体の環境を維持していくということも大きな行政のあれだと思います。

そして、遊具のある公園については、それはきちんと整備をして、昭和区の公園も遊具が危ないということになるなら、一回壊せと言ったんですね。今、遊具の事故が大変多いですから、行政責任になりますので。壊した上で、やはり必要だと、区民から言うならば、新たに造ろうという、そういう発想をしております。

なかなか昭和公園のほうにはお客様が、あそこに遊びに行つてというのではないと思うんですけれども、ある程度町民が慣れ親しむ公園とお客様が利用する公園というものは重なつて、絶対に違うんだということは言えないんですけれども、ある程度のすみ分けをしていかなきゃならないとは思っています。

やはり公社のところもそうなんです、私が公社でなぜ力を入れるかと。やはりなつたとき、めっちゃくちゃの財政で、借金が34億、町の。そして、毎年5,000万の赤字を出す会社をどうするんだといったときに、何としても経営を立て直さなきゃならないということで、2年間で黒字化しましたけれども、やはり天狗山というのは、そういう意味では、あそこところは利益を追求していつてお客様に提供するエリアだと思いますので、そこに遊具を置いたり町民が慣れ親しむ遊具を置くというものは、私としてはあまり賛成できないと。

ただ、できたものに活用することについてはやぶさかじゃなくて、大いに利用してほしいというふうに伝えてありますので、町長の考えは、町民の皆様が利用する公園とそれからビジネスとしてやらなきゃならないエリアというもののすみ分けは、ある程度あつてしかるべきだという考え方持っております。

何しろ、観光公社もちょっと油断すれば、また赤字に転落すると思います。そのツケは町民に来るということを、ぜひとも皆さん、頭に入れておいてほしいと思います。草津町は、

今90%近くのあれですから、あれがおかしくなれば、町民の借金であるということをご理解
いただきたいと思います。

答弁があっちに行ったり、こっちに行ったりしましたが、そういうことでお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 市川議員、よろしいですか。

○4番（市川祥史君） はい。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、一般質問を終了いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

会議を閉じてからになりますが、本日の議事の進め方におきまして、陳情並びに請願の取
扱い、今後注意してまいりたいと思います。

大変ご迷惑をかけました。

それでは、以上で令和6年草津町議会第4回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 宮 崎 謹 一

署 名 議 員 安 齋 努

署 名 議 員 湯 本 晃 久